

令和7年度 農薬安全使用講習会

日時：令和7年8月26日（火）

14:00 ～ 16:30

場所：オンライン開催

開会挨拶

14:00 ～ 14:05

1 「農薬の安全使用について」

14:05 ～ 15:25

講師：公益社団法人緑の安全推進協会

乾 公正 氏

（休憩） 15:25 ～ 15:35

2 「毒物劇物取扱上の留意点について」

15:35 ～ 16:05

講師：大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

大廣 真理子 氏

3 「農薬をめぐる最近の情勢について」

16:05 ～ 16:30

講師：大阪府環境農林水産部農政室推進課

佐能 正剛 氏

【参考】

農薬に関する諸情報および飛散防止に関する情報が入手できるホームページ
「農薬コーナー（農林水産省）」 <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>



農薬の適用内容の確認ができるホームページ
「農薬登録情報提供システム」 <https://pesticide.maff.go.jp/>



環境における農薬リスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ
<https://www.env.go.jp/water/noyaku.html>



住宅地等における農薬使用に関する情報が入手できるホームページ
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html



大阪府作成農薬リーフレット「こんな農薬の使い方はレッドカード」
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/92455/red_card.pdf



令和7年度農薬安全使用講習会

令和7年8月26日（火）

本日の次第

- 1 「農薬の安全使用について」 14:05 ～ 15:25
講師:公益社団法人緑の安全推進協会 乾 公正 氏

(休 憩) 15:25 ～ 15:35

- 2 「毒物劇物取扱上の留意点について」 15:35 ～ 16:05
講師:大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 大廣 真理子 氏

- 3 「農薬をめぐる最近の情勢について」 16:05 ～ 16:30
講師:大阪府環境農林水産部農政室推進課 佐能 正剛 氏

令和7年度大阪府農薬安全使用講習会 農薬の安全使用について

委嘱講師：乾公正

公益社団法人緑の安全推進協会
〒101-0047東京都千代田区内神田二丁目12-11
農薬でんわ相談03-5209-2512
<http://www.midori-kyokai.com/>



令和7年度農薬安全使用講習会



平素より、農薬の安全使用にご理解・
ご協力いただき、感謝申し上げます。



令和7年度農薬安全使用講習会



本日の内容

1. 農薬取締法の概要
2. 適正使用と危害防止
3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用
4. 残留基準値超えの例
5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について

1.農薬取締法の概要：農薬に求められる4つの安全性

1. 農作物に対する安全性
2. 使用者に対する安全性
3. 消費者に対する安全性
4. 周辺住民や環境に対する安全性



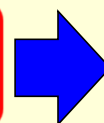
★ そのためには：**法令**など取扱上の規則をつくり、規則を遵守することにより安全性を確保する。

登録制度

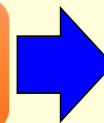
安全性の評価・確認

適正な取扱

製造者



販売者



使用者

1.農薬取締法の概要：農薬の安全性に係る主な法規

- **農薬取締法**：農薬の定義を定め、その製造・輸入、販売、使用の枠組みを定める。
- 食品安全基本法：食品の安全性の確保のため、基準となる評価値(ADI/ARfD)を定める。
- 食品衛生法：残留農薬基準値(MRL)を定める。
- 水質汚濁防止法：公共用水域の排水基準を定める。
- 環境基本法：水質と土壌に対する環境基準値を定める。
- 毒物及び劇物取締法：毒物、劇物の製造、販売、保管管理、廃棄を定める。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、
化学物質排出把握管理促進法、
化学物質の審査及び製造の規制に関する法律、
労働安全衛生法、水道法、消防法、種苗法 等等・・・



1.農薬取締法の概要：いきなりクイズ

法律の名前で「～取締法」といわないのは次のどれ？

2019年改正



農薬取締法



肥料の品質の
確保などに関
する法律



銃砲刀剣類所持等取締法



暴力団対策法



火薬類取締法



海獺膾炙膾炙
獵獲取締法



貨幣損傷等取締法



通貨及証券
模造取締法



大麻取締法



毒物及劇物取締法

1.農薬取締法の概要：目的

第一条(目的)

この法律は、農薬について**登録の制度**を設け、**販売及び使用の規制**等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって**農業生産の安定と国民の健康の保護**に資するとともに、**国民の生活環境の保全に寄与**することを目的とする。

1.農薬取締法の概要：定義

第二条(定義)

農作物等を害する病害虫・雑草の防除に使用



人が栽培している植物の総称。

ポイント

観賞用に栽培する樹木、街路樹、草花、芝や山林も含まれる。

病害虫雑草等の
防除に用いる薬剤

殺虫剤、殺菌剤、除草剤、
殺鼠剤、誘引剤、忌避剤、
交信かく乱剤、展着剤
など

成長促進・抑制等
に用いる薬剤

発根促進剤、徒長防止剤、
着果促進剤、無種子果剤
など

病害虫防除に
利用する天敵

寄生バチ、
カブリダニ、
昆虫ウィルス
など

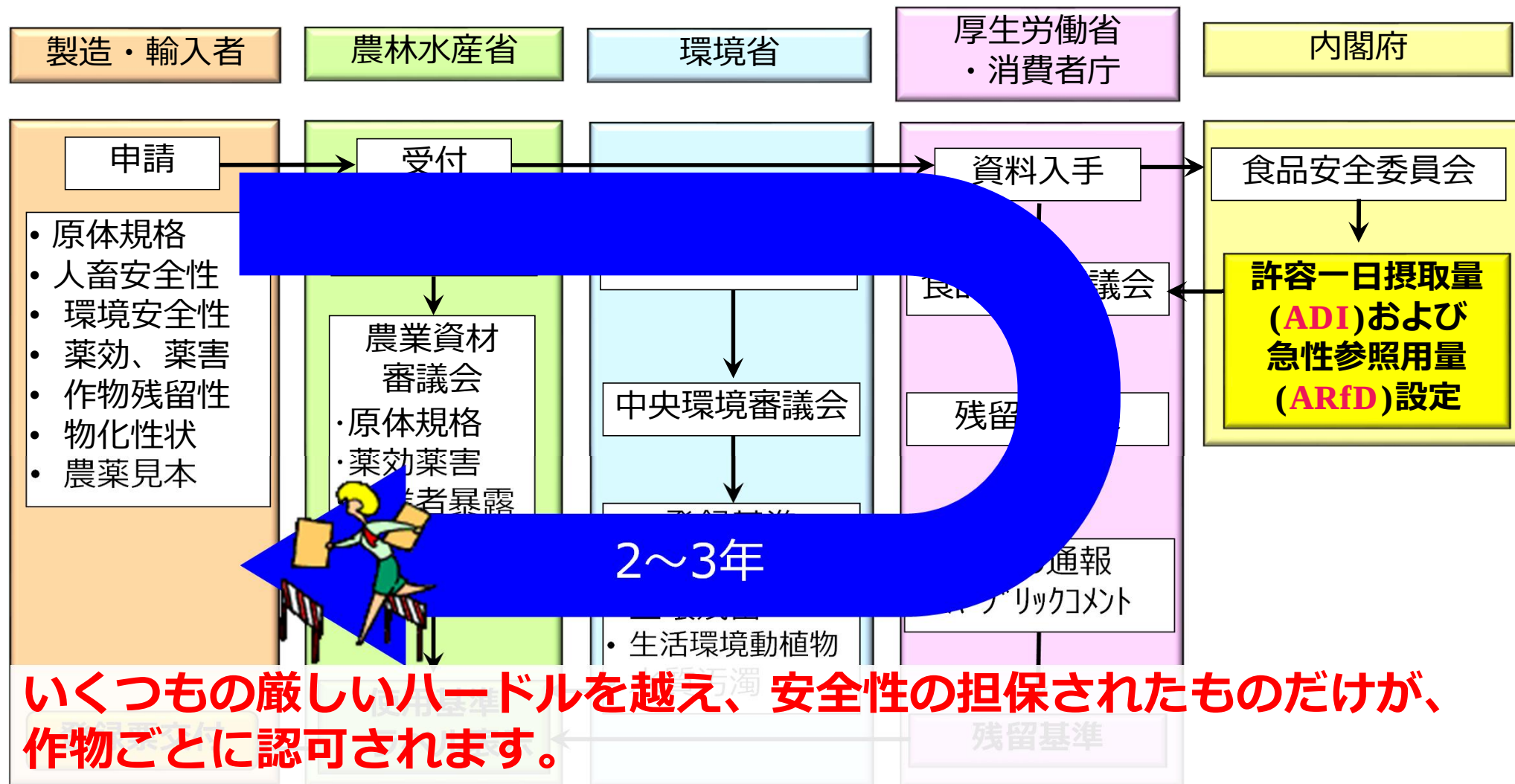
1.農薬取締法の概要：登録制度

第三条（農薬の登録）

製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の**登録**を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない



1.農薬取締法の概要：農薬の評価・審議・認可のフロー



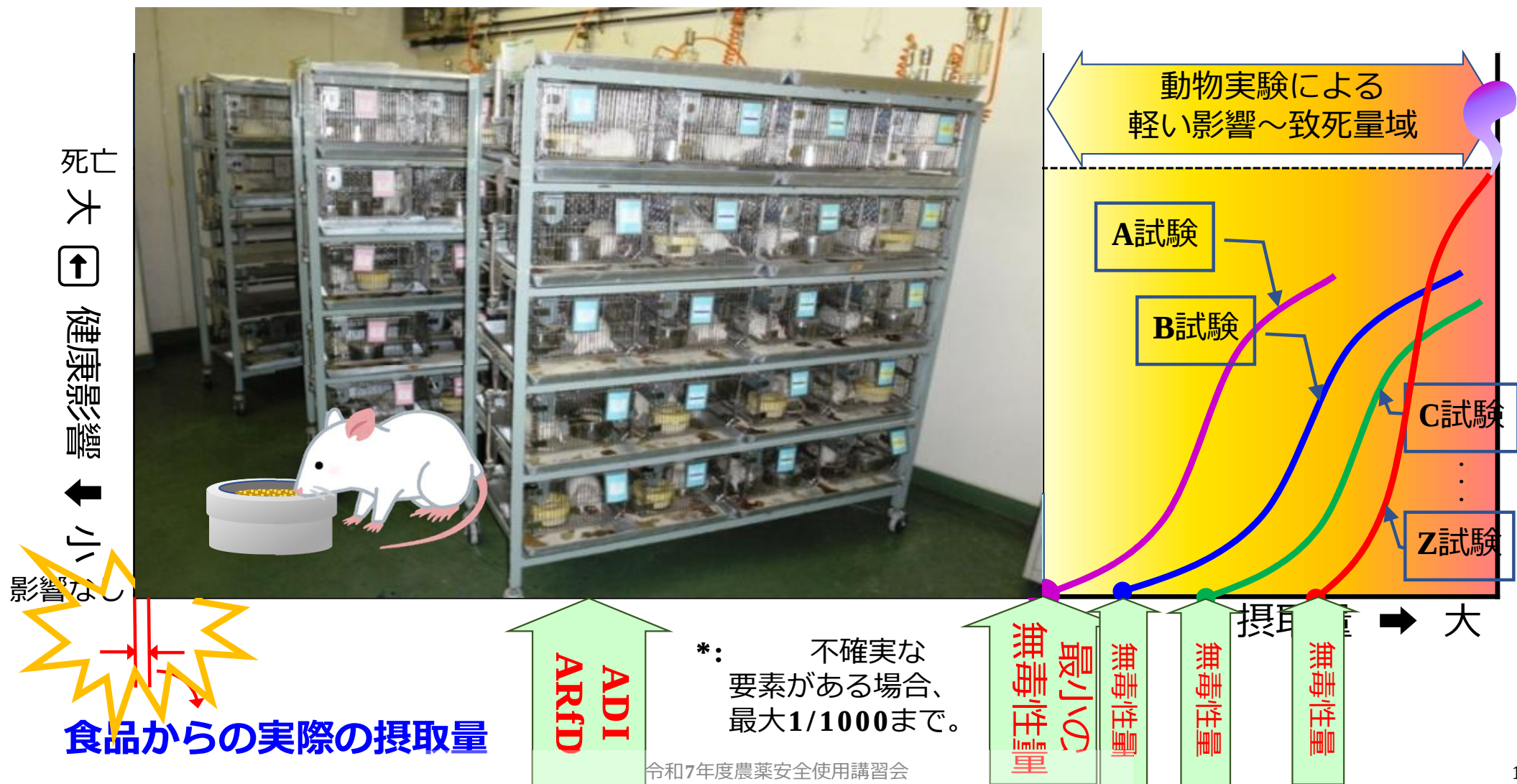
1.農薬取締法の概要：登録の際に求められる試験成績

農薬の組成	成分の種類・濃度、製造方法、不純物など
物理化学的性状	融点、沸点、密度、蒸気圧、外観、臭気、 λ° 外ル(紫外可視吸収、赤外吸収、核磁気共鳴、質量分析)、水溶解度、有機溶媒溶解度、 α タノール/水分配係数、加水分解性、水中光分解性、解離定数、熱安定性、粉末度、粒度、原液安定性、希釈液安定性・水和性、水溶解性・水溶性、懸垂性、密度、引火性、経時安定性
薬効・薬害	適用病害虫・農作物等に対する薬効、作用性、適用作物に
人に対する影響	急性毒性(経口、経皮、吸入)
	皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、経皮吸収、圃場における農薬使用者暴露、使用者暴露量推定
	解毒方法・救命処置法
	急性・反復経口投与神経毒性、発達神経毒性、急性・反復経口投与遅発性神経毒性
	90日間反復経口投与毒性、28/90日間反復吸入毒性、21/28日間反復経皮投与毒性
	遺伝毒性(復帰突然変異、染色体異常、小核、遺伝子突然変異・DNA損傷)
	1年間経口反復投与毒性(慢性毒性)、発がん性
	2世代繁殖毒性、発生毒性
植物体内	添加物及び不純物の毒性(復帰突然変異、急性経口毒性等)
	植物代謝、作物残留、加工調理、後作残留、保存安定性
畜産物	家畜代謝、畜産物残留、生物濃縮性
環境運命	土壌中動態、土壌残留、土壌吸着、水中動態、環境中予想濃度算定
生活環境動植物等	魚類急性毒性、ミヅコ類急性遊泳阻害、ミヅコ幼虫急性遊泳阻害、淡水魚急性毒性、ミヅコ類繁殖、藻類・シアバクテリア生長阻害、ワケコ類生長阻害、水域環境中予想濃度、鳥類急性経口毒性、鳥類予測暴露量、種子残留濃度、野生ハナバチ類影響、ミバチ影響(成虫・幼虫、蜂群)、花粉・花蜜残留、暴露量推計、蚕への影響

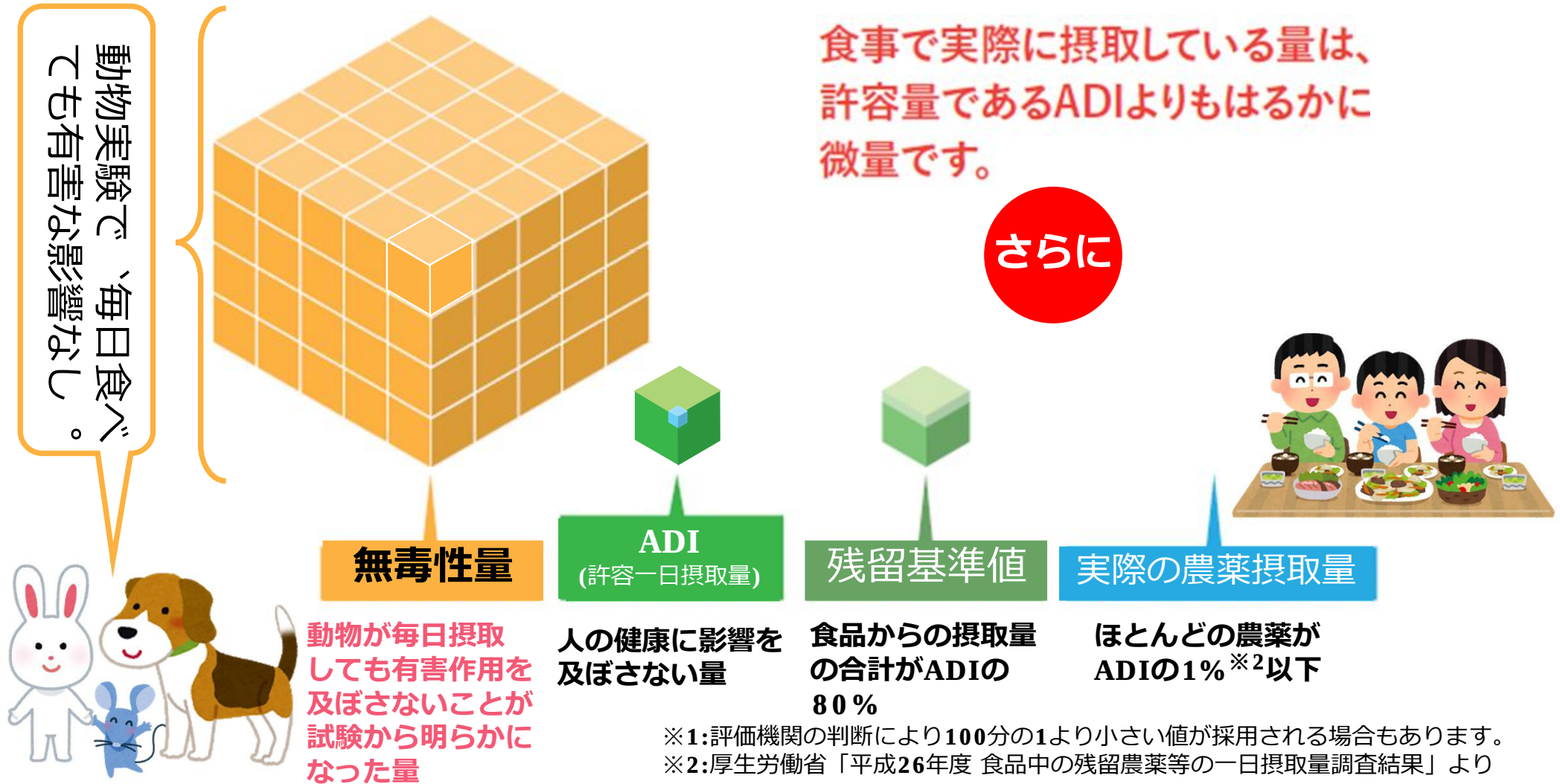
毒性試験



1.農薬取締法の概要：動物実験から得られる値と安全性担保のための基準値



1. 農薬取締法の概要：動物実験の安全量と実際の摂取量の関係



※1:評価機関の判断により100分の1より小さい値が採用される場合もあります。

※2:厚生労働省「平成26年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果」より

1. 農薬取締法の概要：安全性担保のための基準値ADIとARfD

許容一日摂取量 (**ADI** : Acceptable Daily Intake)

現時点での最高科学水準にてらして、ヒトが食品中に含まれるある化学物質(残留農薬)を一生にわたって毎日摂取しても健康影響が生じないと推定される1日当たりの摂取量であり、長期暴露の重要な指標となる。



急性参照用量(**ARfD** : Acute Reference Dose)

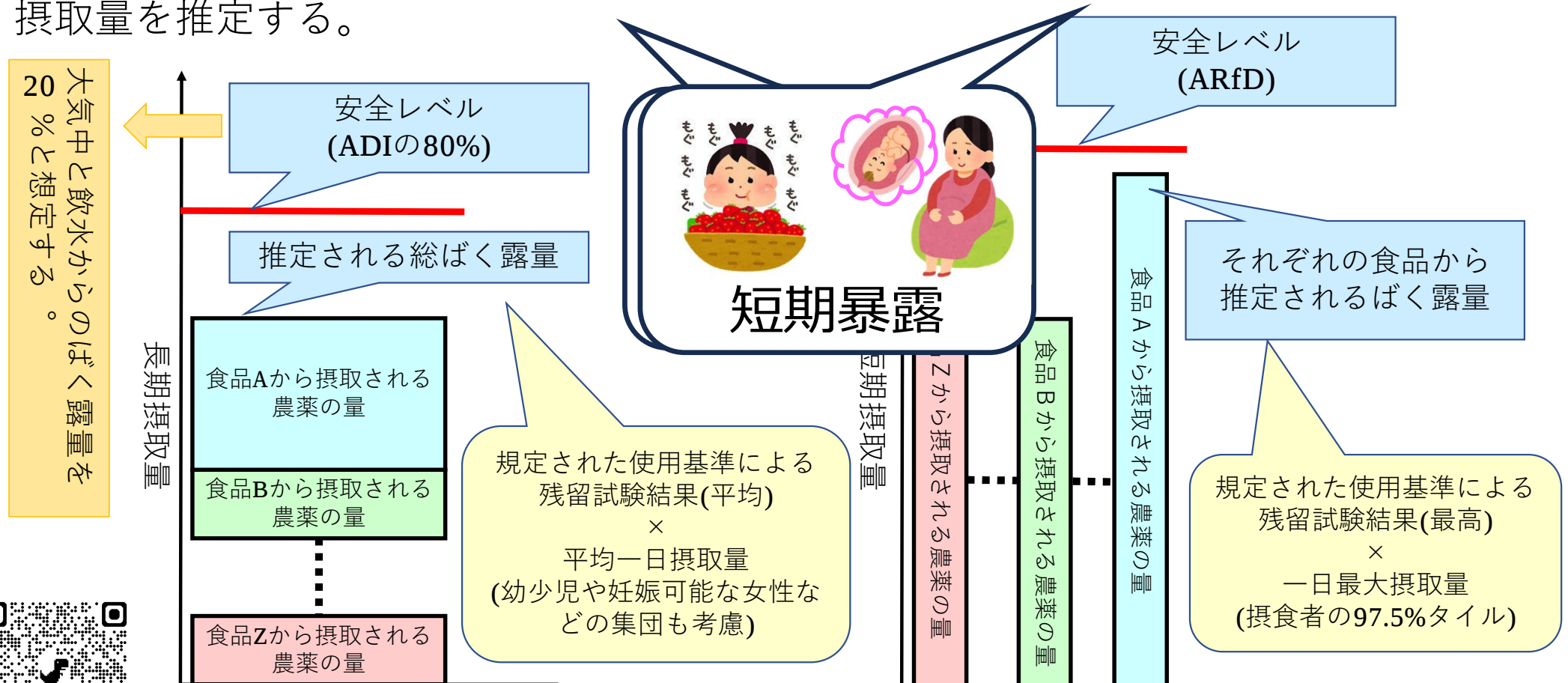
ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される摂取量であり、短期暴露の重要な指標となる。



1. 農薬取締法の概要；慢性ばく露評価と短期ばく露評価

食品ごとに摂取量を積み上げて長期摂取量を推定する。

個別の食品ごとに短期摂取量を推定する。



厚生労働省 急性参照用量(ARfD)を考慮した食品中の図を改変
令和7年度農薬安全使用講習会

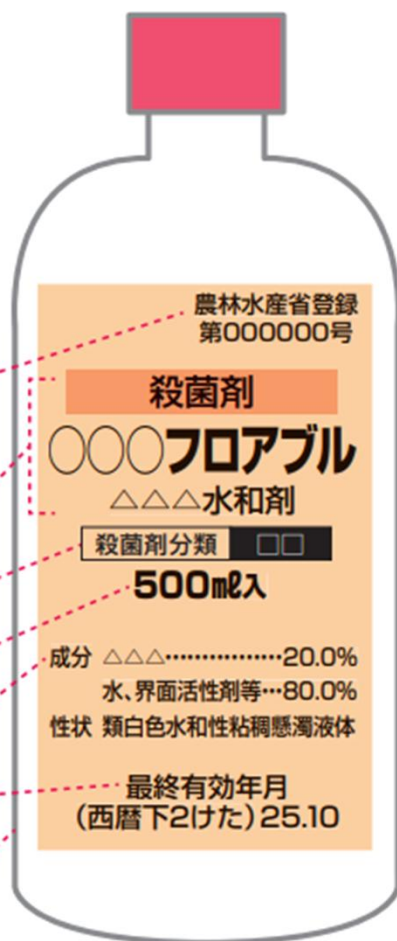
1.農薬取締法の概要：販売及び使用の規制

●農林水産省登録のある農薬を購入しましょう

使いたい作物や防除したい病害虫(雑草)など、目的にあった登録農薬を選びましょう。また、必要量を計画的に購入しましょう。

ラベルの見方

- 農林水産省「登録番号」があることをチェック
- 用途や剤型を確認
- RACコードを確認
- 必要な薬量を確認
- 有効成分名を確認
- 最終有効年月をチェック
- 裏面の適用表で、作物名や使用方法を確認



●使用回数のカウント

農薬の使用回数は、製品の有効成分ごとに制限があります。使用回数を守って使用しましょう。

〔適用作物と使用方法〕表記イメージ

作物名	適用病害名	希釈倍数(倍)	使用液
トマト	葉かび病	1,000	100/300
ミニトマト	疫病	1,000~1,500	2/10

●間違いやすい作物名

例えばトマトとミニトマトの類似していても農薬の登録上は異なる場合があります。間違えると、残留基準を超過する可能性があるので注意しましょう。

よくわかる! / 農薬適正使用のポイント

～責任を持って使うために～

お問い合わせ先

公益社団法人 緑の安全推進協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-12-11 TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513 www.midori-kyokai.com	クロップライフジャパン 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245 www.jpca.or.jp
--	---

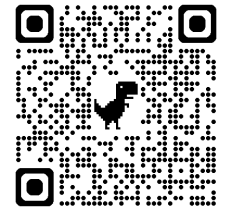
◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する講師派遣のお問い合わせは

1.農薬取締法の概要：農薬販売の届出申請について

農薬の販売を行う場合は、**当該販売所の所在地の都道府県知事に届け出**なければなりません(本社の届け出で代行できない)。また、届出内容の**変更や販売を廃止する場合も届け出**なければなりません。

インターネットを利用して販売する場合(ショッピングサイト、フリーマーケットサイトやオークションサイトなど)や、その他の販売所で直接農薬を販売しない場合も同様です。

大阪府の農薬販売届提出先はこちら⇒



無登録農薬の販売や販売禁止農薬の 販売(18条)			虚偽の宣伝(21条) 無登録農薬の使用(24条) 農薬使用基準違反(25条)		農薬の無届販売(17条) 帳簿に関する規定違反(20条)	
懲役	罰金		懲役	罰金	懲役	罰金
3年以下	個人 100万円以下	法人 1億円以下	3年以下	100万円以下	6カ月以下	30万円以下

1.農薬取締法の概要：販売及び使用の規制

第二十二条（農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤）

販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、**当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示**をしなければならない。



1.農薬取締法の概要：クイズ第2弾！

農薬取締法上の農薬でないのは次のどれ？



農薬ではありません。

家庭用殺虫剤



農薬ではありません。

木酢液・竹酢液



登録番号 第13746号

フェロモン剤



登録番号 第20403号

樹幹灌注剤



農薬ではありません。

100均の希釈済み
非農耕地用除草剤



農薬ではありません

合鴨



特定防除資材(特定農薬)

食酢



特定防除資材(特定農薬)

ナナホシテントウ
(地場の天敵)

1.農薬取締法の概要： 使用者の注意事項

第二十五条（農薬の使用の規制）

農林水産大臣及び環境大臣は、・・・(中略)・・・登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その**使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準**を定めなければならない。

2. 略

3. 農薬使用者は、第一項の基準に違反して、農薬を使用してはならない。

農薬取締法上、使用可能な農薬であっても、使用方法を誤れば、人畜等に被害が生じる恐れがあることから、省令により農薬の使用方法について遵守すべき基準を定めているのです。



1.農薬取締法の概要：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (2018年12月1日改正)

義務規定

1. 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務
 - 適用作物⇒誤用注意
 - 使用量又は濃度の範囲内
 - 使用時期
 - 総使用回数の範囲内
2. 以下のものは農薬使用計画を毎年農林水産大臣及に提出
 - くん蒸農薬使用者
(自ら使用するものは除く)
 - 航空散布の農薬使用者
 - **ゴルフ場の農薬使用者**
(環境大臣にも連名で提出)

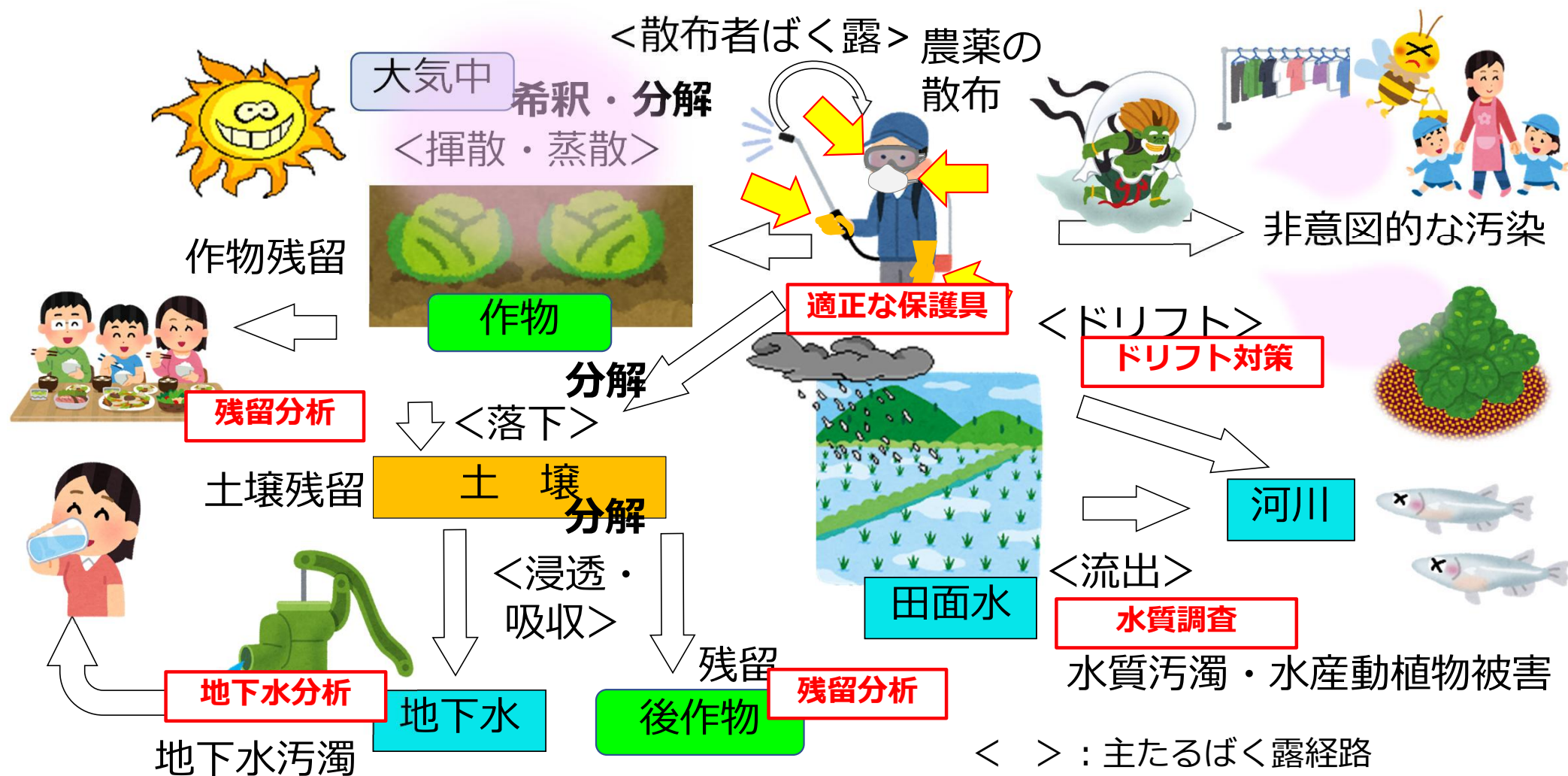
努力義務規定

1. 散布履歴の記帳
年月日、場所、作物、農薬の種類、使用量/希釈倍率
2. 水田使用農薬の止水期間(7日間)遵守
3. 住宅地周辺での農薬飛散の防止と必要な措置を講じること
4. **クロルピクリン含有農薬使用時の揮散防止と被覆期間を守る。**
5. **農薬の貯蔵上、使用上の注意事項**
6. **適用病害虫・雑草の範囲と使用方法の遵守**
7. 有効期限切れ農薬の不使用
8. **ゴルフ場からの流出防止措置**

本日の内容

1. 農薬取締法の概要
2. 適正使用と危害防止
3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用
4. 残留基準値超えの例
5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について

2.適正使用と危害防止：農薬のばく露模式図



2.適正使用と危害防止：農薬飛散(ドリフト)とは

散布された農薬(粒子)が、目標物以外に飛散する現象

一般的に：



粉剤

>



液剤

>



粒剤

ドリフトに伴う問題：

- 公共用水域への農薬混入など環境への影響
- 近隣の農作物への影響
- 近隣の住民などとのトラブル

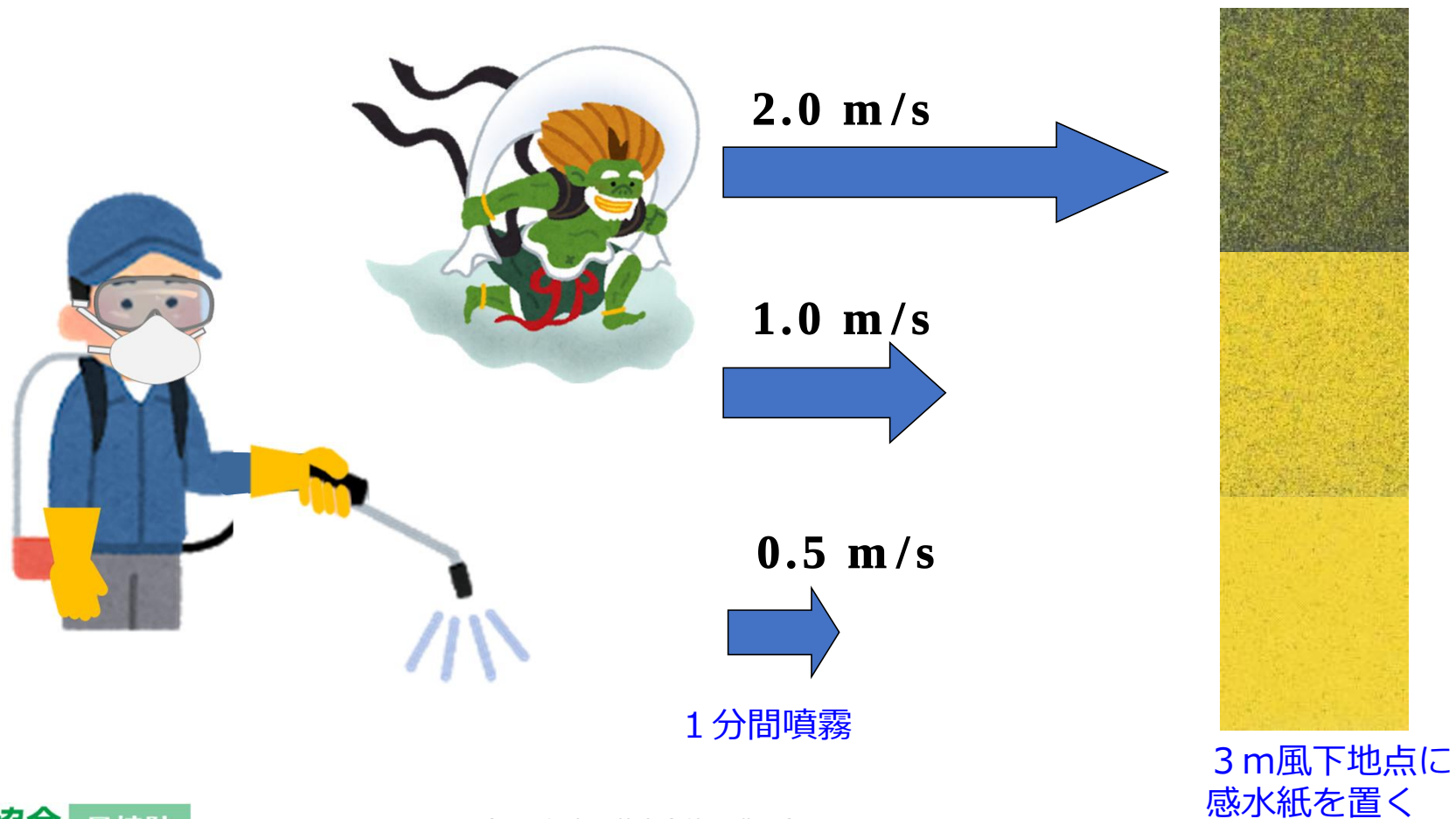
資料：日本植物防疫協会JPPA

2.適正使用と危害防止：ドリフトが起こりやすい要因

要因	条件	備考
風速	強い	秒速 3 m以上では問題を生じやすい
m /秒	風速の目安:秒速 3 m以上では問題を生じやすい。	
0～0.2	静穏。煙はまっすぐに昇る。	
0.3～1.5	風向きは煙がなびくのでわかるが、風見には感じない。	
1.6～3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。	
3.4～5.4	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽く旗が開く。	
5.5～7.9	砂埃がたち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	
8.0～10.7	葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波頭がたつ。	
10.8～13.8	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。	
13.9～17.1	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。(←強風注意報)	
.....	(https://www.kyuden.co.jp/effort_renewable_windpower_class.html)	

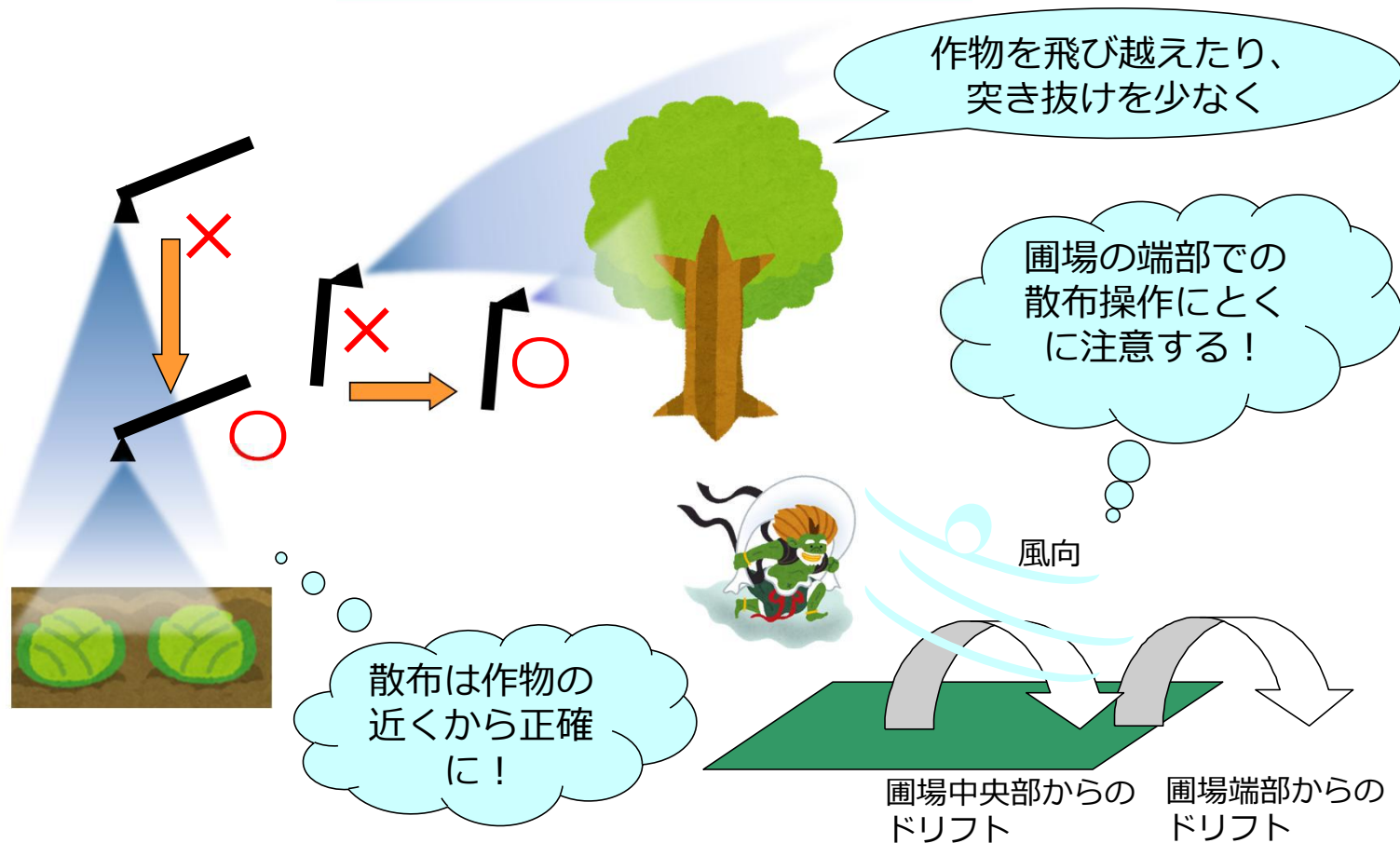
2.適正使用と危害防止：適切な農薬飛散防止対策の基本操作①

①風が弱い時に風向に気を付けて散布する。



2.適正使用と危害防止：適切な農薬飛散防止対策の基本操作②

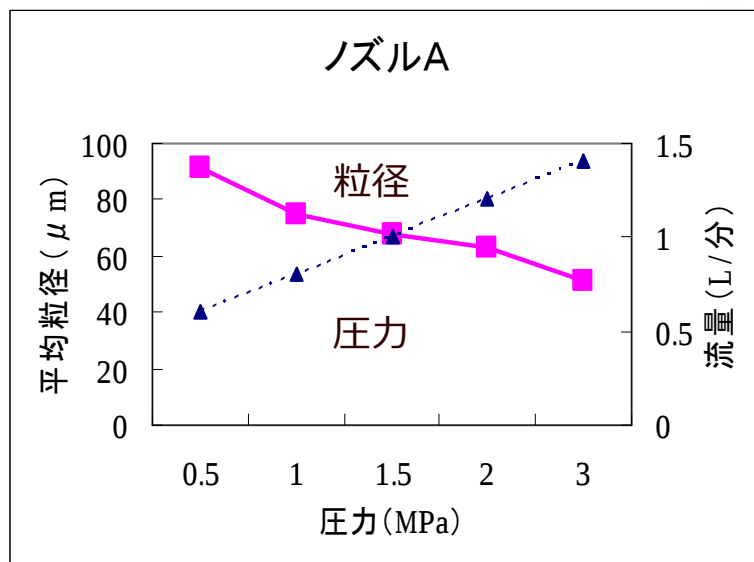
②散布の方向や位置に注意する。



2.適正使用と危害防止：適切な農薬飛散防止対策の基本操作③

③適切なノズルを用いて適正な圧力で散布する。

ドリフトの可能性 **小** 平均粒径 **100 μm** **50 μm** ドリフトの可能性 **大**



慣行ノズルも様々。発生する粒子が細かすぎるノズルはなるべく使用しない。

粒径が小さいほどドリフトしやすくなる。

散布圧力を高めるほど発生する粒子は微細になる！

2.適正使用と危害防止：積極的なドリフト低減対策④

被覆資材による飛散被害の防止



防薬ネット 果樹用ハシゴ型



ソルゴーによる防壁



防薬ネット 簡易型

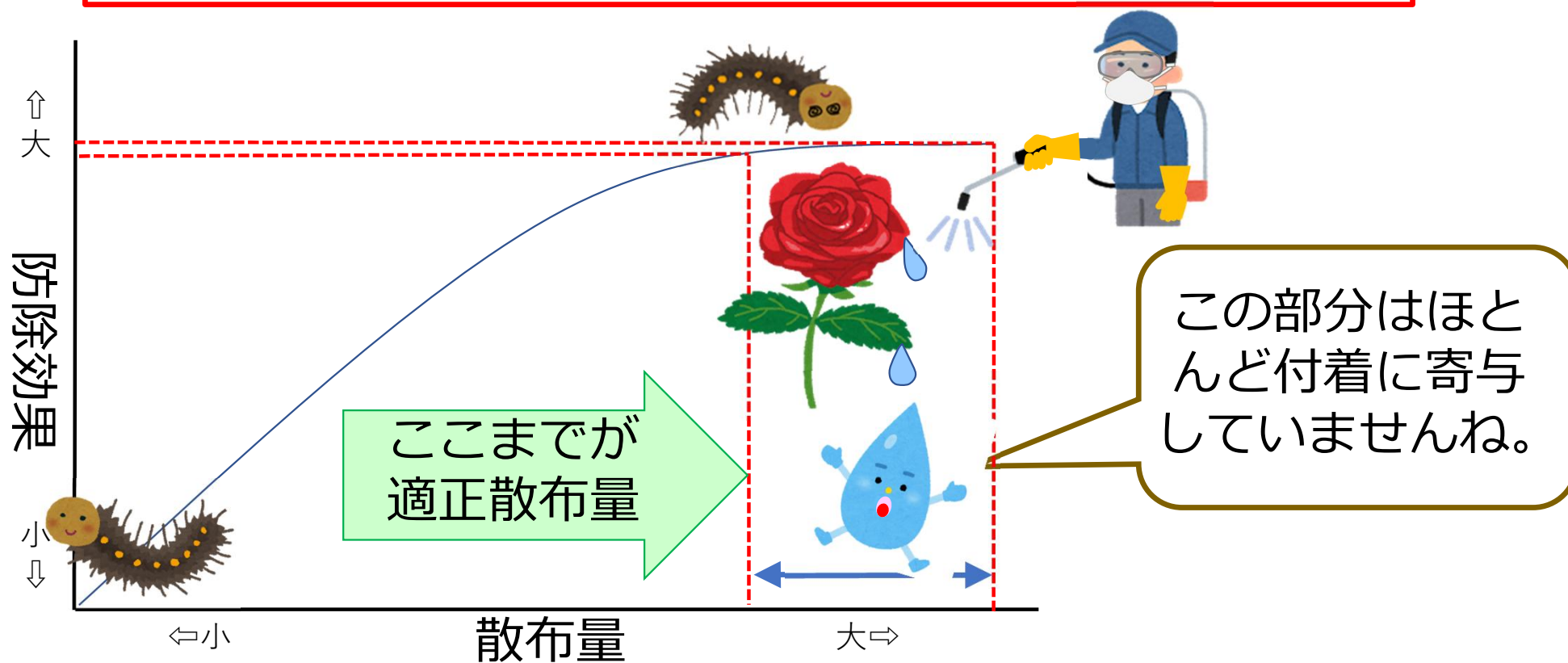


ノズル

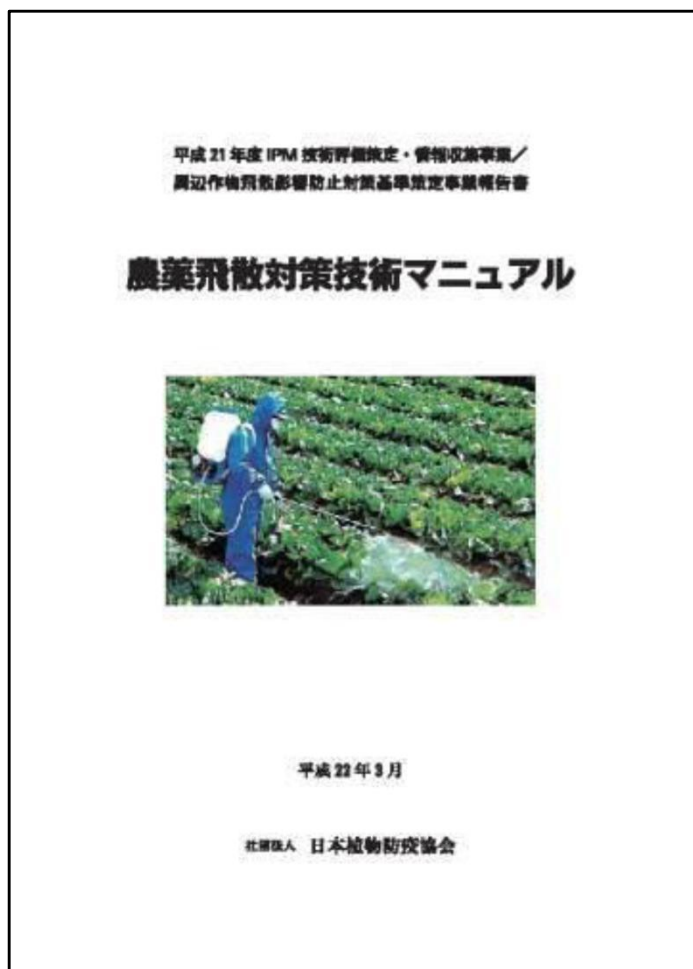


2.適正使用と危害防止：適切な農薬飛散防止対策の基本操作⑤

⑤ ドリフト量は散布量にほぼ正比例します。
適正散布量を超えた散布は無意味です。



2.適正使用と危害防止：農薬飛散防止対策マニュアル



農薬の施用方法別に飛散状態を確認し、飛散対策技術をマニュアル化したものです。

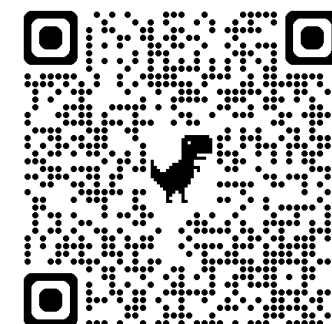
1. 飛散対策の目的

- ① 飛散のメカニズム
- ② 飛散に伴う問題
- ③ 飛散に関する指導や規制

2. 飛散対策の基本

- ① 飛散の要因とリスク
- ② 基本的散布技術
- ③ 対策の組み立て方

3. 個々場面での対策技術



http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/pdf/all.pdf

無料ダウンロード可

2.適正使用と危害防止：農薬の保管と管理の注意事項



移し替えは
絶対だめ！

誤飲の恐れがあるので、他の
容器には絶対に移し替えない。



誤って飲む
事故が発生
しています！



2.適正使用と危害防止：農薬の保管と管理 毒劇物は特に注意

農薬はきちんと保管していますか？

農薬専用の保管場所をつくり、
必ず鍵を掛けましょう。

在庫台帳を備え、入庫と出庫の
記録をつけましょう

●保管場所は、食品と区別して、
直射日光の当たらない、冷涼で、
乾燥したところに設置する。

●毒物・劇物の農薬は専用の保管
庫に入れ、「医薬用外毒物」、
「医薬用外劇物」の表示をする。

●保管場所には、耐震性、難燃性
を考慮する。

●保管時に特別な注意が必要な
農薬は、ラベルに表示されてい
る保管管理方法に従って、分け
て保管する。

●除草剤は、殺菌剤や殺虫剤と
は分けて保管する。(誤使用に
よる作物の被害を避けるため)

医薬用外毒物
医薬用外劇物



●最終有効年月をチェック。期限
切れ製品の使用を避け、廃棄
処理の無駄をなくす。

●盗難・紛失や漏洩・流出した場
合は、速やかに警察・保健所・
消防署や病害虫防除所・普及
指導センター等へ連絡する。

注意

●他の容器への移し替えは絶対
にしない。

●万一の破損に備えて、トレーな
どで流出を防ぐ。また、農薬が
こぼれた時に備え吸収用の砂
などを用意する。

●各種保護具はいっしょに保管し
ない。(汚染防止のため)

●飲食品の空容器等は、保管庫等
の近くに置かない。



農薬は

きちんと保管して
正しく使いましょう！

お問い合わせ先

公益財団法人 緑の安全推進協会 農薬工業会
〒101-0047 東京都千代田区神田3-3-4
TEL.03-5209-2511(代) TEL.03-5649-7191
FAX.03-5209-2513 FAX.03-5649-7245
www.midorikyo.co.jp www.jcpa.or.jp

農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する
講師派遣のお問い合わせは

(公社)緑の安全推進協会「でんわ相談」 ☎03-5209-2512

2.適正使用と危害防止：しっかり記帳しましょう。

記帳のポイントをわかりやすく説明してあります。

記入例

使用履歴を
正確に記帳しよう

登録農薬ですか?
有効年月内ですか?

農薬使用日

使用者

農薬名(商品名)
剤型も記入

有効成分名・
含有量

最終
有効年月

適用病害虫、
雑草など

農薬使用量
(希釈倍数および
使用液量)

本剤の使用回数
(農薬ごと)
今回まで/最大使用

総使用回数
(成分ごと)
今回まで/最大使用

使用器具

保護具

備考
使用時期(収穫前日
数)、散布時の気象、
病害虫発生状況等

平成〇〇年度 農薬使用履歴

圃場名: 〇〇〇〇圃場

作物名(品種): キャベツ(ABC)

播種日: / /

定植日: / /

収穫日: ⑧ / /

④から⑧までの
日数が
③の日数以上に
なっていますか?

農薬 使用日	使用者	農薬名(商品名) 剤型も記入	有効成分名・ 含有量	最終 有効年月	適用病害虫、 雑草など	農薬使用量 (希釈倍数および 使用液量)	本剤の使用回数 (農薬ごと) 今回まで/最大使用	総使用回数 (成分ごと) 今回まで/最大使用	使用器具	保護具	備考 使用時期(収穫前日 数)、散布時の気象、 病害虫発生状況等
〇月×日	大飯花子	〇〇〇〇粒剤	△△△△2%	2018年10月	コナガ アオムシ	2g/株	1/2	1/3	鍬穴処理	手袋 マスク	曇り〜晴れ
△月〇日	東京太郎	×××水剤	△△△△10% ▽▽▽▽10%	2019年10月	アブラムシ類	1000倍 150L/10a	1/3	2/3 1/4	動力No2	メガネ、手袋 マスク	晴天 少発生
×月×日	東京太郎	〇〇〇〇乳剤	△△△△40%	2016年10月	コナガ アオムシ	4000倍 200L/10a	1/3	3/3	動力No2	メガネ、手袋 マスク	曇り〜晴れ 中発生

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

適用表の④にある
病害虫、雑草ですか?

適用表の⑥と異なっ
ていませんか?

農薬ラベル、
適用表を確認しよう

**農薬
ラベル**

商品名

有効成分名
含有量

最終有効年月
使用できる期限

殺虫剤
〇〇〇〇乳剤
△△△△乳剤
500吸入

【成分】 △△△△ 40.0%
農薬成分、乳剤成分 60.0%
【性状】 新薬品乳剤タイプ液体

製造場: 〇〇株式会社
〇〇工場: 〇〇〇〇〇〇〇〇

【最終有効年月(商業下2けた)】 16.10

適用表

【適用病害虫と使用方法】

* ⑤は、その日 まで使用できる収穫前日数と本剤及びその有効成分を含む農薬の総使用回数の範囲を示す。

作物名	適用害虫名	希釈倍数 (倍)	10アール当り 使用液量(ℓ)	③ 使用時期	⑥ 本剤の 使用回数	⑦ △△△△を含む 農薬の総使用回数
キャベツ	アオムシ コナガ ヨトウムシ	2000~ 4000	100~ 300	7日	3回	3回
非結球 あぶらな科 葉菜類				14日	2回	2回
トマト ミニトマト	アブラムシ類	4000		前日	3回	3回

使用方法: 散布



しっかり記帳で きちんと管理!

農薬使用の内容は必ず記帳し
保管しましょう



お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会

〒101-0047
東京都千代田区内神田3-3-4

TEL 03-5209-2511
FAX 03-5209-2513

www.midori-kyokai.com

農薬工業会

〒103-0025 東京都中央区
日本橋茅場町2-3-6 栄和ビル4階

TEL 03-5649-7191
FAX 03-5649-7245

www.jcpa.or.jp

農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する
講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会「てんわ相談」 ☎03-5209-2512

2.適正使用と危害防止：農薬の保管と管理 洗浄液の処理

散布作業後、散布器具、タンクやホースを洗うとき

- ・作物のそばでの洗浄や、住宅地周辺での洗浄は避
- ・河川、用水路、下水など水系に流出することの無
- ・洗浄する。
- ・洗浄液は、環境や後作に影響しないよう配慮し、
- ・付けされていない圃場の土壌に撒く。

散布用希釈液は使い切りが基本
ですが、少し残った場合も

洗浄液が河川、湖沼、用水路、
下水等の水系に流入すること
のない場所で洗浄しましょう。



作物のそばでの洗浄や、住宅地
周辺での洗浄は避けまし。



農薬を使ったあとは…

**きちんと
後片づけをしよう!**

使ったあとの
片づけは
大事だよ。

きちんと
片づけると
気持ちがい
いよね。

それに、
環境への配慮も
大切だよ。

お問い合わせ先

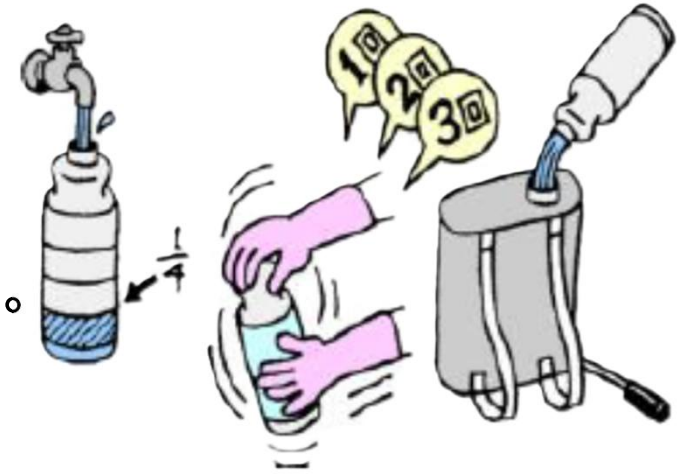
公益社団法人 緑の安全推進協会	農薬工業会
〒101-0047 東京都千代田区 内神田3-3-4	〒103-0025 東京都中央区 日本橋茅場町2-3-6 京和ビル4階
TEL.03-5209-2511	TEL.03-5649-7191
FAX.03-5209-2513	FAX.03-5649-7245
www.midori-kyokai.com	www.jcpa.or.jp

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

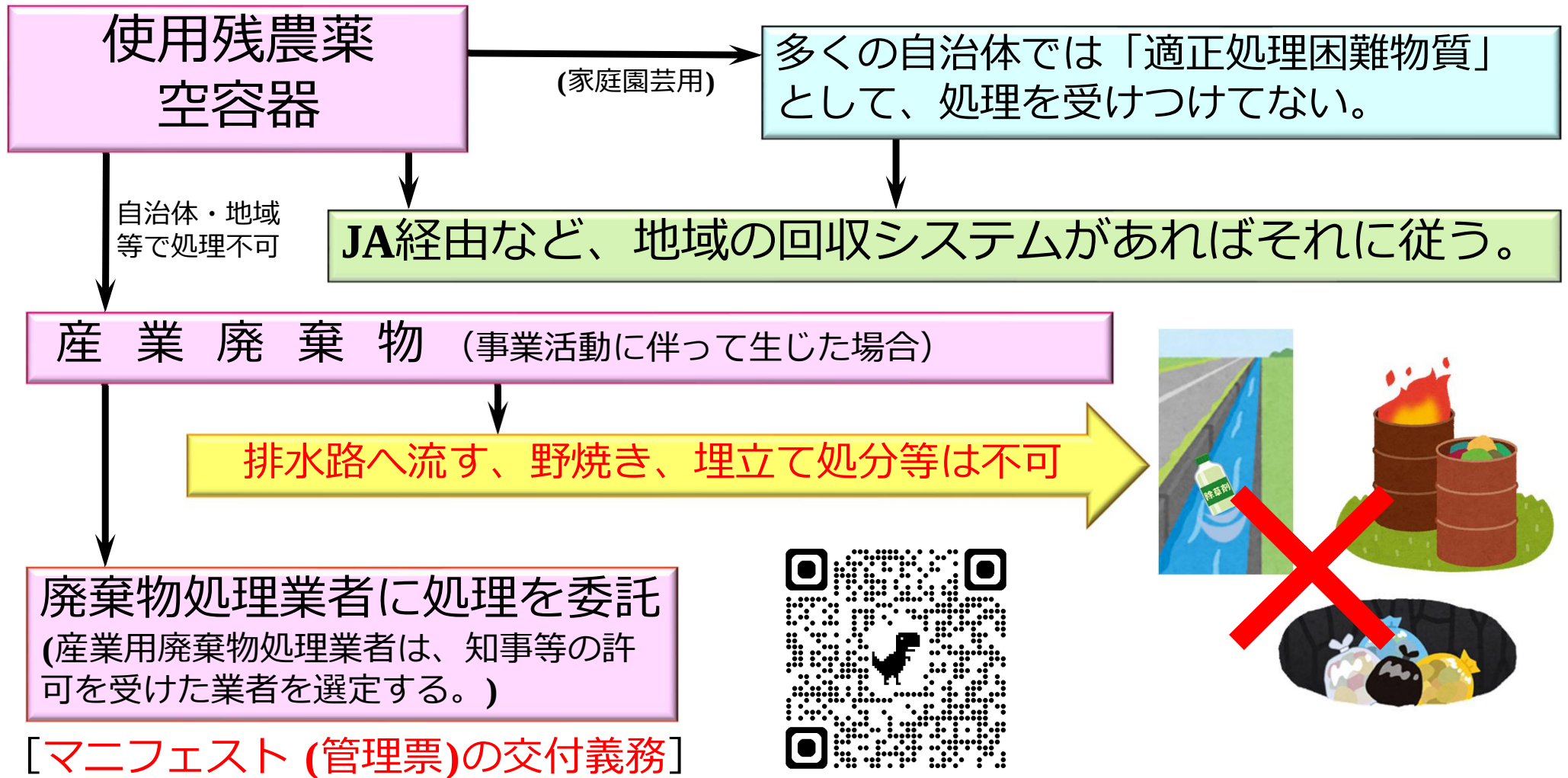
2.適正使用と危害防止：農薬の保管と管理 空容器の処分

農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないよう使い切るのが基本。

- ✓ 農薬を付着したまま廃棄しない。
- ✓ 空容器の3回洗浄の励行
 - 3回洗浄で農薬残液の99%以上が除去できる。
- ✓ 使用済み農薬の空容器
 - 他の用途には絶対使わないこと。
- ✓ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
 - 空容器の野焼きは厳禁。
 - 空容器の処分に当たっては、基準に適合した処分を行う。



2.適正使用と危害防止：農薬の保管と管理 空容器・廃農薬の適切な処分



2.適正使用と危害防止： 保護具の種類

マスク(国家検定合格品)



帽子

保護メガネ

- ・ゴーグル型で曇り止め加工
- ・上下部分に換気口
- ・メガネの上から装着できる大きさ



手袋

- ・乳剤、水和剤の調製時はゴム手袋かビニール手袋を着用
- ・汗で不快な時はアンダー手袋を。
- ・手袋マーク表示の時は、不浸透性素材を。



防除衣

- ・フード付き
- ・長袖・長ズボン
- ・不浸透性・耐水性
- ・防水性・通気性
- ・軽くて作業しやすい
- ・水洗い可
- ・ズボンの着脱時に引っ張っても破れないこと

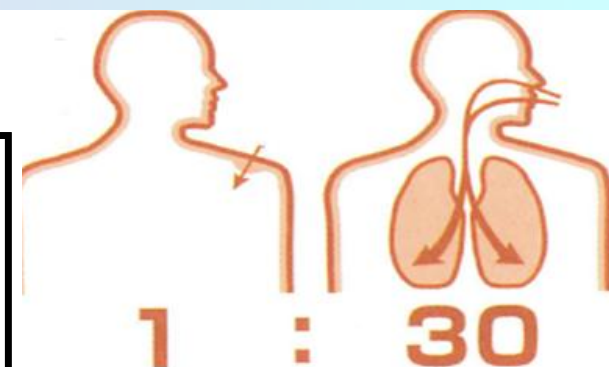
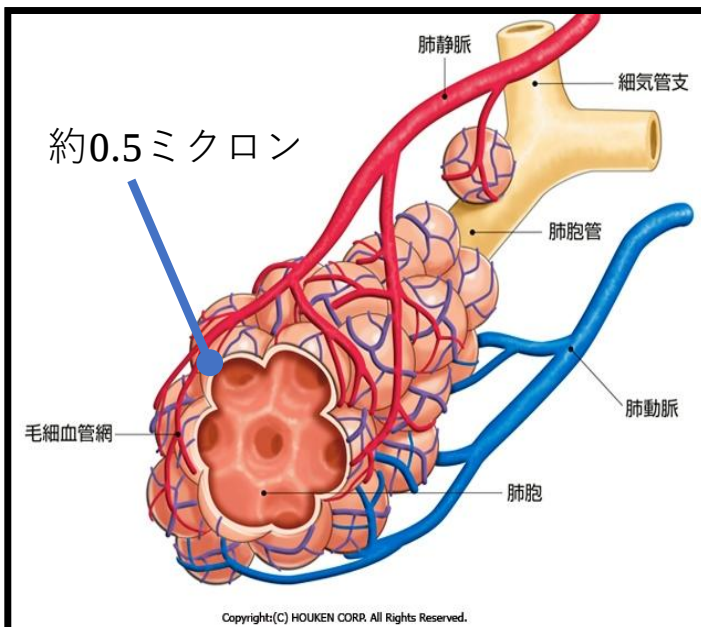
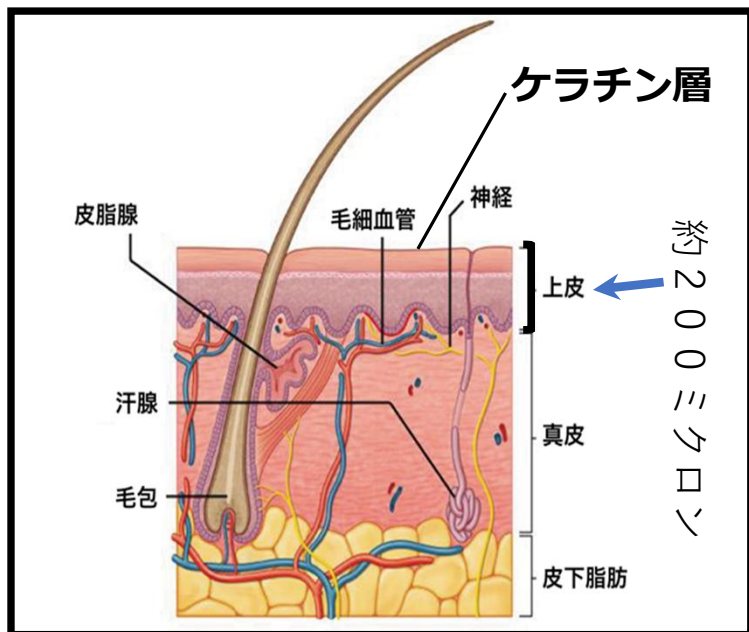


靴

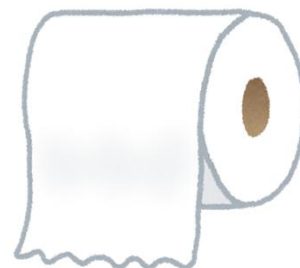
- ・防水性、滑りにくい靴底
- ・農薬ラベルにゴム長靴着用があれば必ず守る事。
- ・防除衣ズボンの**すそを長靴より外**に出すこと。



2.適正使用と危害防止：農薬用マスクは、安全対策上こんなに有効！



一般的に、皮膚からの吸収量を1とすると、吸い込んだ場合はその約30倍とり込まれやすいとされています。



令和7年度農薬安全使用講習会



👉 クロップライフジャパン
「自分を守る15分動画」
はこちら

2.適正使用と危害防止：農薬事故の応急処置

医師への連絡

1. 身体に異常を感じたら、必ず医師に連絡、指示に従う。
2. 吐かせてはいけない場合
 - ・ 意識障害やけいれんのあるとき
 - ・ 石油系の溶剤を使ったものを飲んだとき
 - ・ 粘膜腐蝕性のものを飲んだとき
3. 医師には次のことを必ず伝える。
 - ・ 農薬の名称
 - ・ 状況（散布中か、誤飲か、自殺か等）
 - ・ 量および時刻
 - ・ 農薬の現物（ラベル付き）があれば持参

お医者さんへは下記の点をお伝えください。

- 1.異常時の状況は…体のどこが？、どんな具合？、いつから？
- 2.使った農薬は？…
名称は？、取扱量は？、
取扱時間は？
- 3.農薬の現物あるいはラベルを持って
いきましょう



処置法など不明なことは、医師を通じ下記にお尋ねください。

(公財)日本中毒情報センター(中毒110番)

電話番号	一般市民専用電話 (情報提供料:無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料:1件 2,000円)
大阪 (365日、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日、24時間対応)	029-852-9999	029-851-9999

2.適正使用と危害防止：最近の農薬事故 ヒトの被害 (全国)

件(人数)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
主に散布中	マスク、メガネ、服装等装備不足	6 (6)	6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (5)	1 (1)
	使用時に注意を怠ったため本人が暴露	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	防除機の故障、操作ミス	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	散布農薬の飛散	2 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
主に保管・管理中	農薬使用者の作業管理不良	1 (7)	4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)	2 (16)	4 (11)
	保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	6 (11)	3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)	4 (4)	9 (9)
	運搬中の容器破損、転倒等	0 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
その他		2 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
原因不明		2 (2)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	5 (5)	5 (31)
計		21 (38)	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)	20 (53)

2.適正使用と危害防止： 最近の農薬事故 農作物・家畜への被害 (全国)

禁止マーク



魚介類



カイコ



カブレ



ミツバチ



ハウス



飲用禁止



禁 止

強制マーク



マスク



メガネ



手 袋



防除衣



保 管



その他

注意・警告 マーク



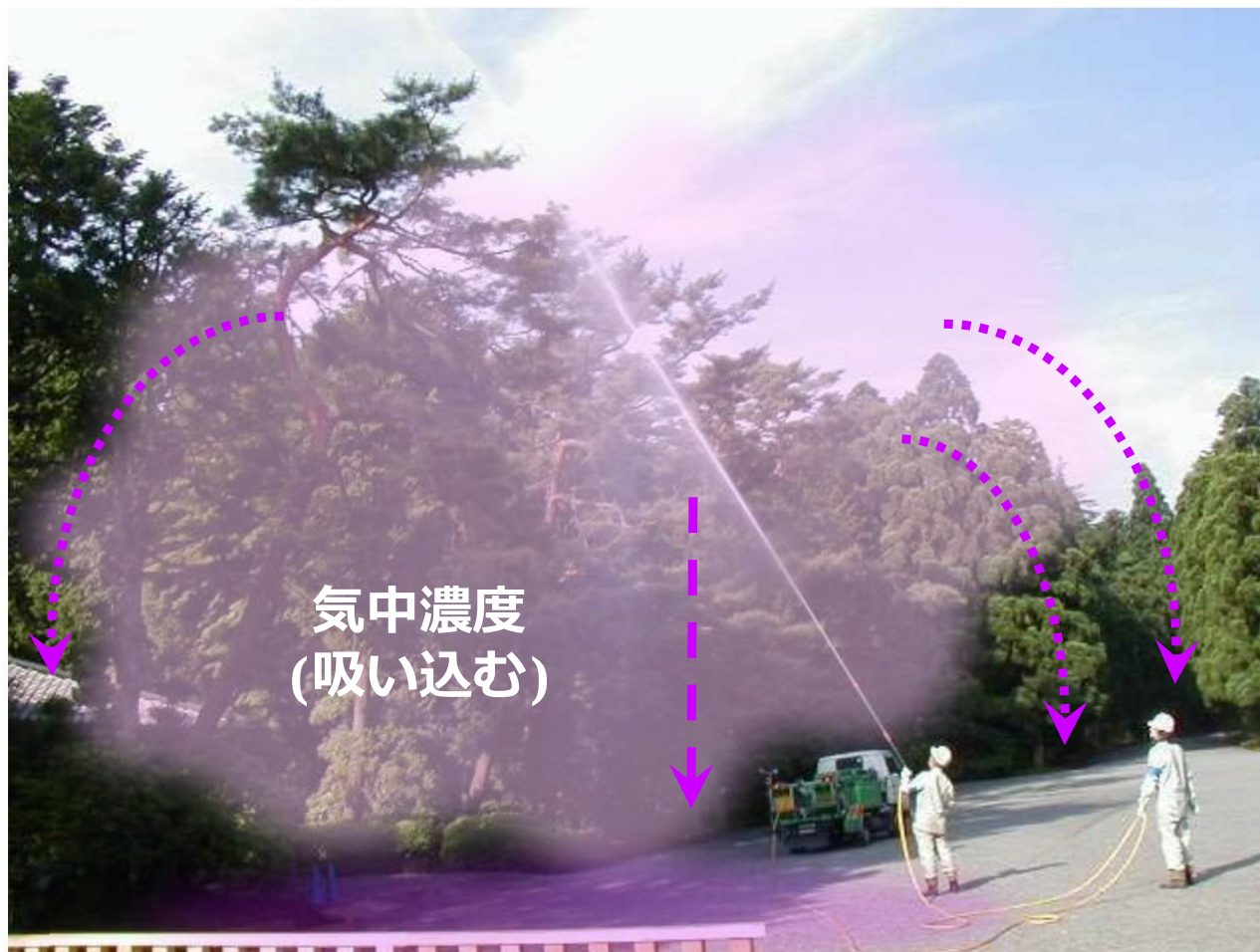
本日の内容

1. 農薬取締法の概要
2. 適正使用と危害防止
3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用
4. 残留基準値超えの例
5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：住宅地・街路樹の農薬散布風景

リスク

- 作業者
- 入園者
- 通行者
- 近隣住民
- 建築物
- 自動車
- ペット



気中濃度
(吸い込む)

落下ミストや
枝からのしずく

下草や土壌 (皮膚に接触したりペットが舐める)

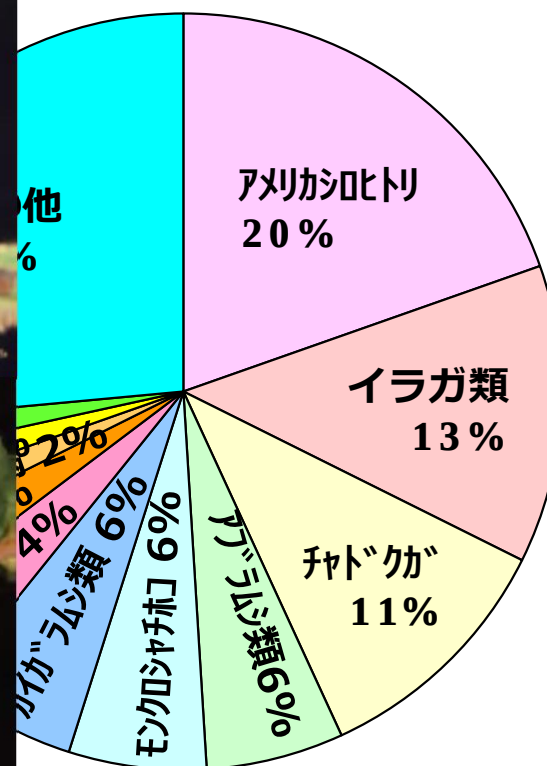
令和7年度農薬安全使用講習会

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：実態と通知の改正点 実態調査①

自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査結果 (2007年環境省)

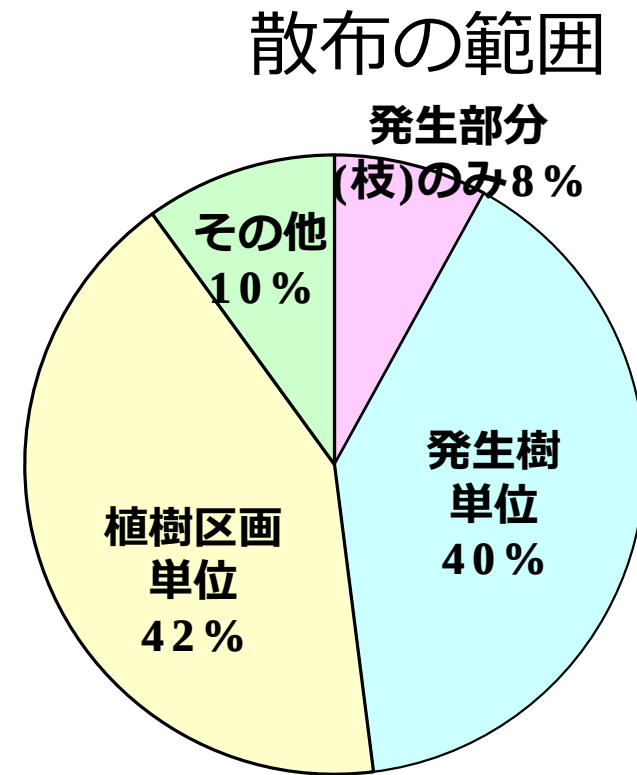
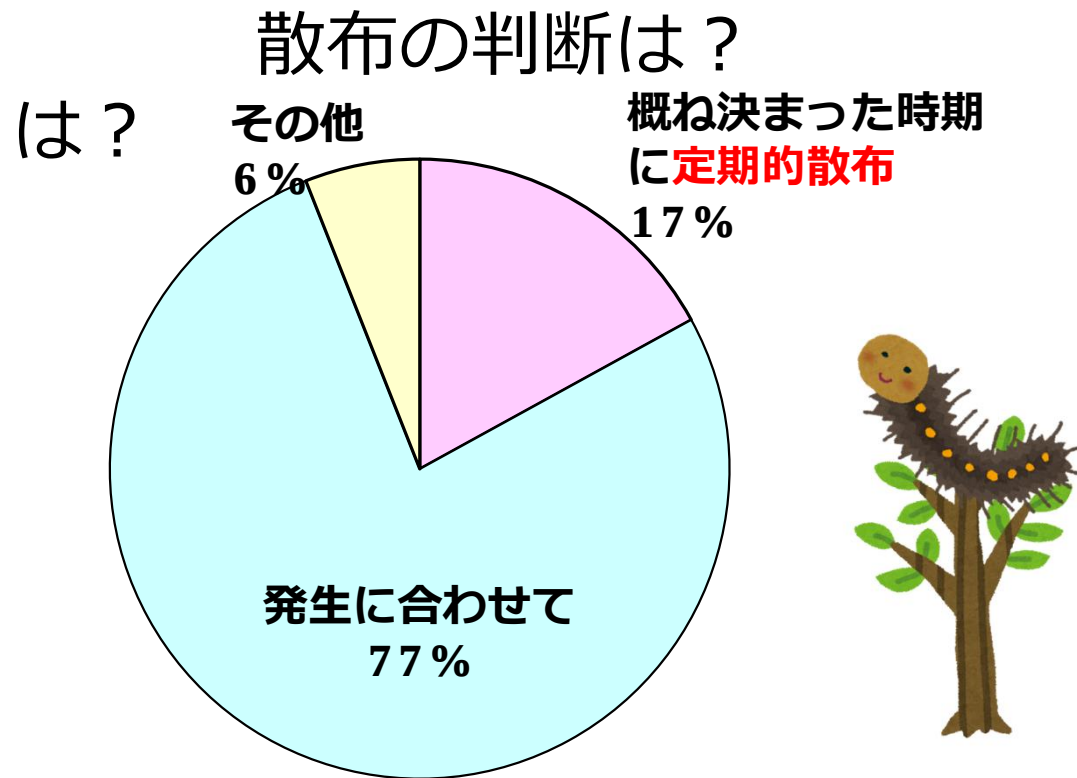


報告の多い病害虫



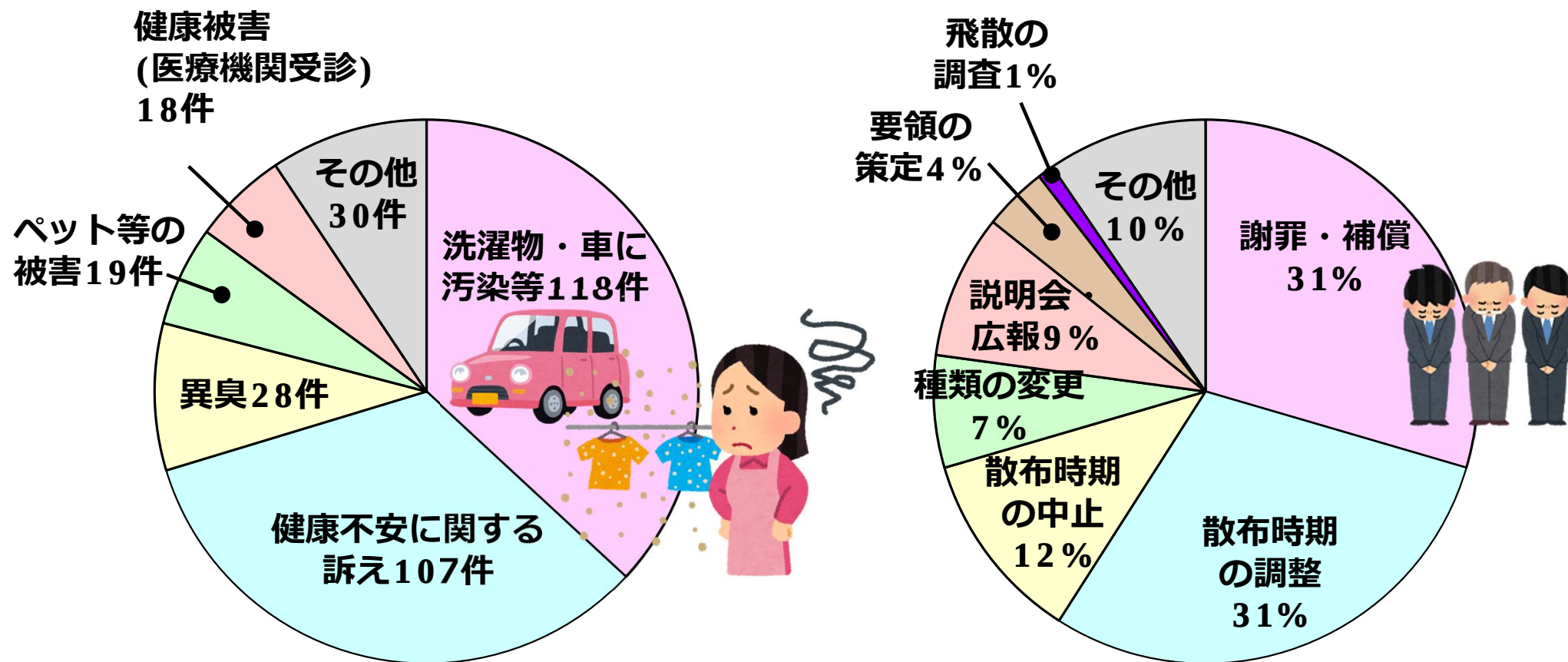
3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：実態と通知の改正点 実態調査②

被害がみられないのに、定期的な散布をしていることが問題
⇒事故リスクや抵抗性リスク



3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：実態と通知の改正点 実態調査③

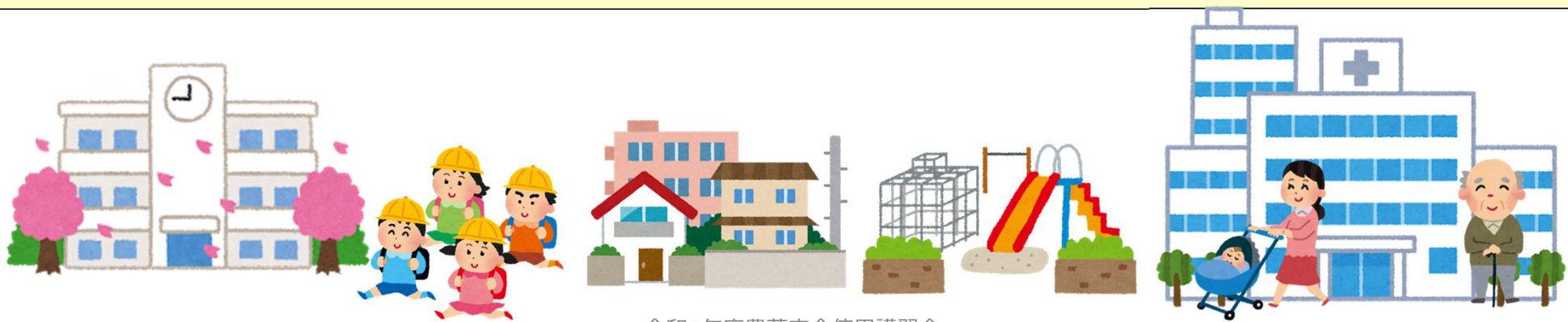
頻度の高いもの3つを調査



3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：農林水産省・環境省令第五号

「住宅地等における農薬の使用」については、**法令で規定**されている。
農薬取締法第二十五条第1項「農薬の使用の規制」に基づく「農薬を
使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条」

農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、**農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。**



令和7年度農薬安全使用講習会

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：住宅地等における農薬使用

2013 年4月26 日の主な改正点の概要 (1)

1. 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

- 植栽管理を業務委託する際の業者入札要件に「実施責任の資格保有」を規定すること。
- 植栽管理部局の担当者は、通知周知・徹底を目的とした研修へ定期的に参加すること。
- 周辺住民からの相談に応じる窓口設置など体制整備を行うこと。

2. 住宅地等の定義変更 (農薬使用を規制する対象の拡大)

- 学校、保育所病院公園等の共施設内
- 街路樹
- 住宅地に近接する森林等
- 人が居住し、滞在し、または頻繁に訪れる土地または施設の植栽
- 住宅地内及び住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜を含む)において栽培される農作物

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：住宅地等における農薬使用

2013 年4月26 日の主な改正点の概要 (2)

3. 周辺住民への周知の強化



以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。



薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用：住宅地等における農薬使用

以前と同じだけど重要な点

1. 不必要な農薬散布はできるだけ抑制する。
 - ・ 定期的な散布は行わず、病害虫の発生に応じた適切な防除の実施
 - ・ 病害虫の発生しにくい作物の選定や環境の整備
 - ・ 農薬散布に頼らない防除方法の選択
2. やむを得ず、農薬を散布する場合には
 - ・ 最小限の区域に留める
 - ・ ラベル (回数、使用量、濃度等) 及び使用上の注意事項遵守
 - ・ 風の強さ、散布時間帯、ノズルの向き等に注意
 - ・ 周辺への事前周知
 - ・ 使用農薬の記帳
 - ・ 農薬の現地混用はしない。(特に有機リン剤)
3. 散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があった場合、農薬中毒に詳しい病院又は日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介

3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用：公園・街路樹の防除



フェロモン剤



樹幹注入剤



カプセル剤

飛散する心配のない
農薬の例

低灌木 (つつじ) 類には
粒剤、土壌処理剤など



公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル
優良事例集より

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：望ましい体制づくり

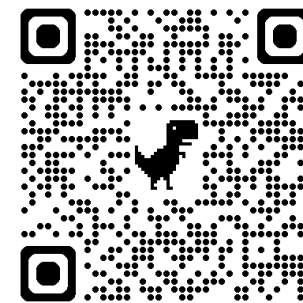
- 病害虫の防除は、早期発見と時期を逃さずに対処することが重要
- しかし、病害虫の発見後に防除の方法や住民の意見集約などを行う場合、防除実施までに時間がかかり、適期を逸するおそれがある。
- このため、**病害虫の発見から防除の判断・実施に至る流れ**をガイドライン等で事前に定めておくことが望ましい。
- 例えば、公園の管理責任者など防除について知見のある者が、そのガイドラインを参考に地域の実情等にあわせた「**管理方針**」の草案を作成し、**住民との相談**の上、その町内会等における防除の基本方針として定めておくなど。
- 農薬散布に係る苦情等に備えて、**相談窓口を設置**し、農薬散布状況（散布の目的、農薬名、農薬散布日時、剤型、希釈倍率等）を**集中的に情報管理**することが望ましい。
- 散布場所の管理者が、散布状況について良く把握し、市民からの問い合わせ等に対応できるよう体制整備を行う。

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：参考になるマニュアル



内 容

1. 本マニュアルの趣旨、目的
2. 基本的事項
3. 植栽樹木等の選定・配置
4. 主要な病害虫
5. 発生確認と防除の判断
6. 物理的防除
7. 農薬による防除
8. 病害虫への理解の増進
9. 関係法令・通知
10. 参考文献等



https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri/koen_h30.pdf

無料ダウンロード可

令和7年度農薬安全使用講習会

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：公園マニュアルの優良事例集

公園マニュアルの優良な活用事例を取りまとめ、平成 25年4月と29年3月に優良事例集として環境省がホームページで公表。

- ① 地方公共団体や防除業者において、関係者に対して公園マニュアルの内容を普及啓発。
- ② 公園マニュアルの内容に基づき、適切な防除を実施

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri_cases.html

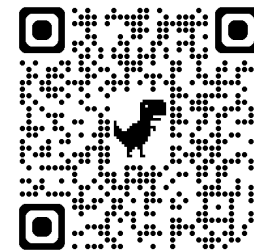
無料ダウンロード可

令和7年度農薬安全使用講習会

公園・街路樹等病害虫・雑草 管理マニュアル 優良事例集



平成25年3月
環境省 水・大気環境局
土壌環境課 農薬環境管理室



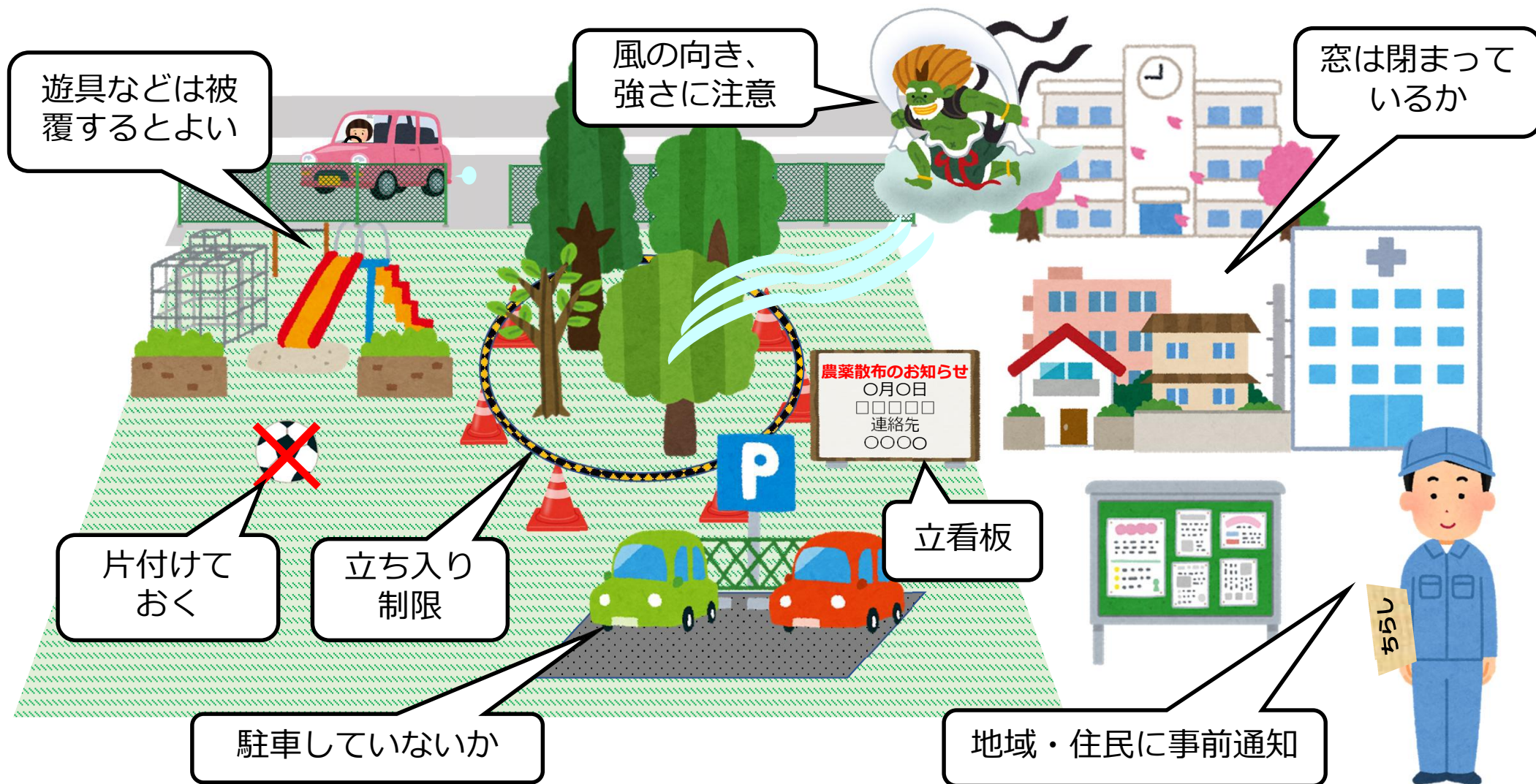
公園・街路樹等病害虫・雑草 管理マニュアル 優良事例集

Vol.2



平成29年3月
環境省 水・大気環境局
土壌環境課 農薬環境管理室

3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用：周辺住民に対する事前の周知について



3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：学校の場合

殺虫剤散布のお知らせ	
日時	〇〇月××日 午前▲▲時～午前△△時(予定)
場所	校庭東側(サクラ10本)
害虫の状況	・毛虫(アメリカシロヒトリ)が大量発生 ・毒毛虫(チャドクガ)が発生(危険)
散布殺虫剤	〇〇〇〇〇乳剤(△△△ 50%) 1,000倍希釈液、500リッター散布 ★有機リン系(散布液を浴びないように注意)
次の気象条件の場合、散布を延期あるいは中止 ◆雨が降っている ◆雨の予報が高確率である ◆強い風が吹いている ◆近隣に影響を及ぼす風向である	
散布を実施した場合 ★週末の校庭開放は中止します ★□□日までは散布した木の下で遊ばないでください ★校庭で遊んだあとは、せっけんで手を良く洗い、うがいをしましょう ★散布場所に近づいて気分が悪くなった場合(めまい、吐き気など)には、離れて新鮮な空気を吸いましょう	
安全管理責任者	▲▲小学校 校長 〇〇 〇〇 電話 △△△-△△△△△
作業担当者	〇〇造園(株) 電話 XXX-XXXX

図示は重要

散布対象樹木

重要: 周辺住民は誰に連絡すれば良いのかを明示する。

3.街路樹、公園や住宅地での農薬使用：安全から安心へ

周辺住民の安全・安心の確保対策

安全：科学的な根拠に基づく客観的なもの

安心：自ら理解・納得して得られる主観的なもの



科学的に安全を証明しても、必ずしも安心を確保したことにはならない（安全は安心のために必要ではあるが十分ではない）。



安全を安心に変えるには、信頼が必要



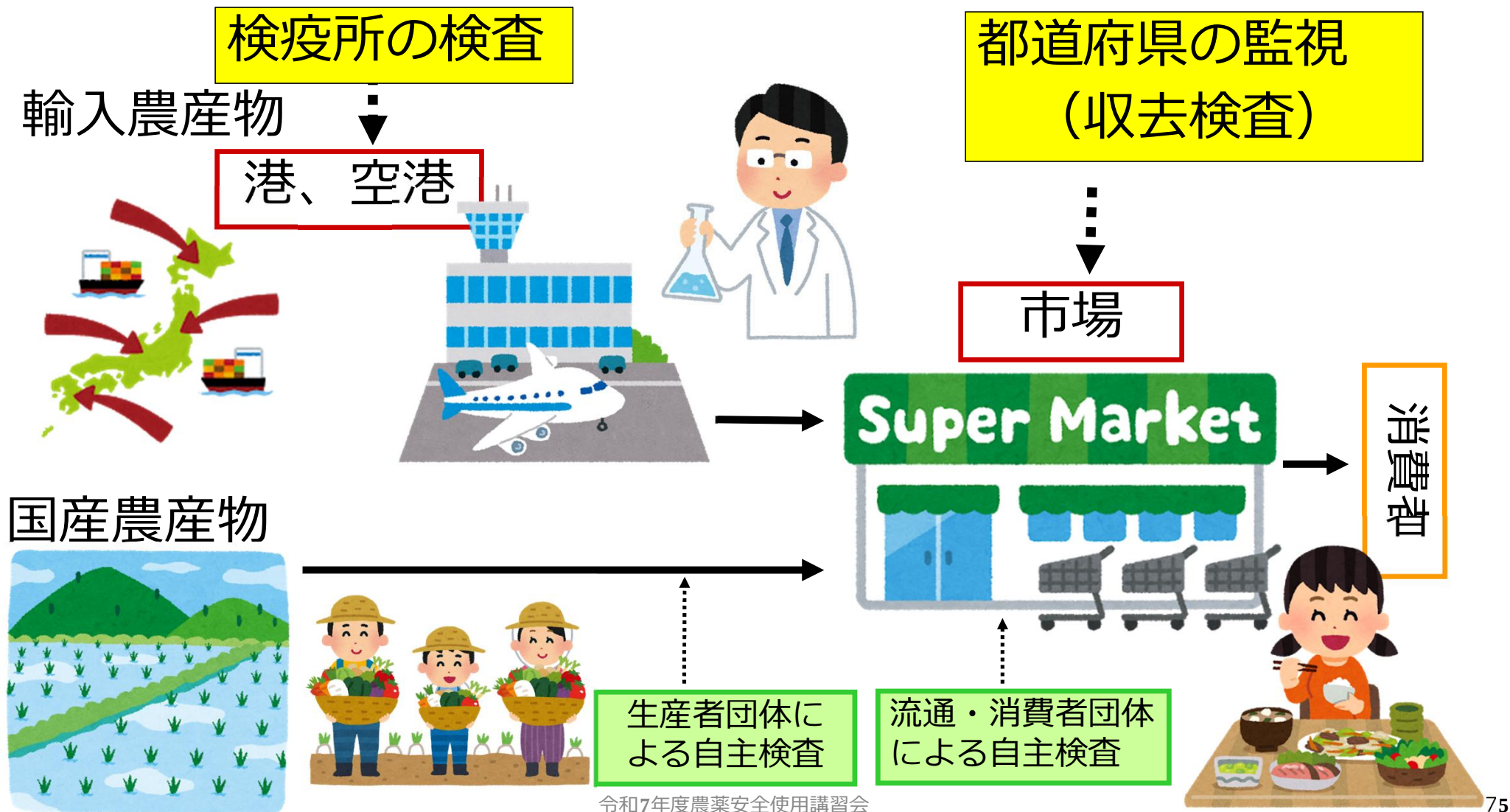
信頼醸成のための行動

1. 適切な飛散防止対策 ⇨ 周辺住民および環境の安全確保
2. 正しい知見に基づく説明 ⇨ 周辺住民の理解と納得

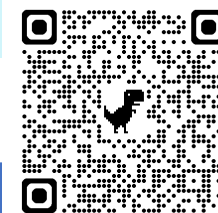
本日の内容

1. 農薬取締法の概要
2. 適正使用と危害防止
3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用
4. 残留基準値超えの例
5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について

4. 残留基準値超えの例：残留農薬の監視体制



4.残留基準値超えの例：基準値超過件数（2010～2018年、厚生労働省）

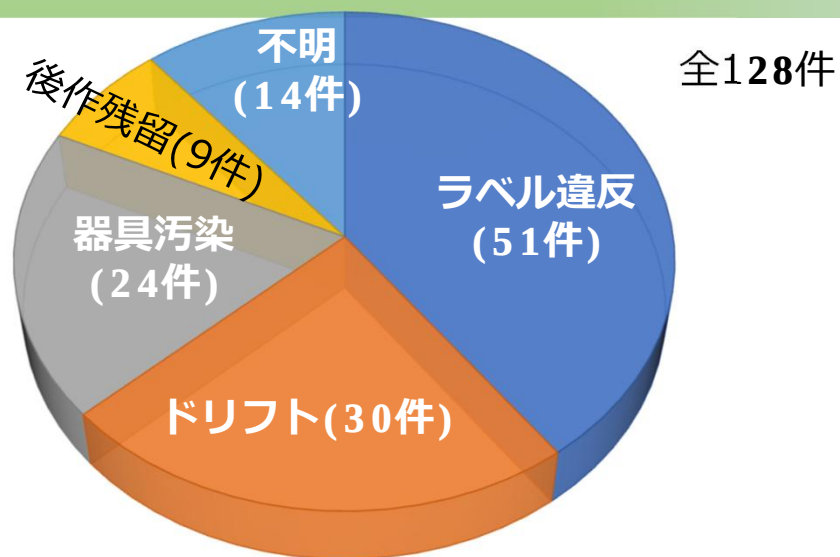


年	輸入農産品	国産農産品
2018	166/1,792,177件(0.009%)	47/1,330,328件 (0.004%)
2017	140/1,820,355件(0.008%)	34/1,273,378件 (0.003%)
2016	171/1,803,789件(0.009%)	19/1,213,404件 (0.004%)
2015	187/1,722,335件(0.011%)	44/1,258,542件 (0.003%)
2014	244/1,940,341件(0.013%)	38/1,195,272件 (0.003%)
2013	211/2,156,829件(0.010%)	29/1,296,732件 (0.002%)
2012	325/2,903,459件(0.011%)	46/1,281,284件 (0.004%)
2011	378/3,027,607件(0.012%)	78/1,337,488件 (0.006%)
2010	365/3,049,606件(0.012%)	73/1,294,451件 (0.006%)

基準値超過品は市場から排除されます。



4.残留基準値超えの例：基準値超過件数（2012～2018年、農水省）



エトフェンプロックス 12件
 EPN 8件
 ダイアジノン 6件
 フェニトロチオン 5件
 トルフェンピラド 5件
 ホスチアゼート 5件

作物別	ラベル違反	ドリフト	器具汚染	後作残留	不明	計
しゅんぎく	2	4	5	6	3	20
ほうれんそう	4	5	3	0	1	13
こまつな	2	2	2	1	2	8
ピーマン	5	1	0	0	1	7
にら	2	3	0	0	1	6

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html

4.残留基準値超えの例：基準値超過の主な原因①

1. ラベルを良く見ずに、**使えない作物**に使用
 - 適用がある他の作物と同じ害虫が出たので使用した。
 - 似ている作物に使えたので使用した(あるいは使えると誤解した)。
2. **希釈倍数**を守らなかった。
 - 目分量で計量しており、**2000倍希釈**を**1000倍希釈**で使用した。
3. **使用時期**を守らなかった。
 - 他の作物で収穫前日まで使えたので、収穫前日数7日のところを収穫前日に使用。
4. 防除器具の**洗浄が不十分**なまま使用
 - 僅かな混入でも一律基準の作物には基準値超過となる可能性がある。



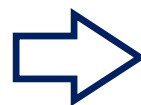
ホースが盲点!



4. 残留基準値超えの例：基準値超過の主な原因②

5. 隣接する作物に使用した農薬が**飛散**

6. 育苗箱等に使用した薬剤が**後作物**に残留



対策例

1. 後作物を作らない場所で行う。
2. 周囲にこぼれ落ちないようにする。
3. 灌水時に薬剤を含んだ水がハウス
土壌に浸透しないように、不透性
の無孔ビニールシート等を敷く。

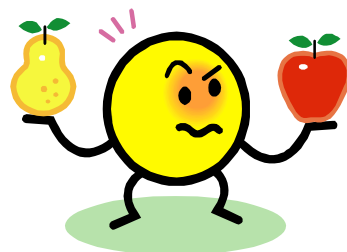
7. 過去の使用薬剤（エンドリン、ヘプタクロール）検出

8. その他（原因が特定できないもの）

4.残留基準値超えの例：間違いやすい作物

誤認の多い農作物をまとめると

1. 名前が似ている場合。
2. 形態が似ている場合。
3. 同じ作物だが、収穫部位が違う。
4. 同じ作物だが、収穫時期が違う。



これらは**農薬の登録が異なる**場合が多い。

あっ! 手
その作物には
使えないよ!

トマトと
ミニトマトは、
農薬登録上は
別の作物に
なります!

知って納得
農薬の使い方ガイド

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6
宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
https://www.jcpa.or.jp

農薬に関する相談や農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 ☎03-5209-2512

ちゃんと知りたい!
「作物群」登録のこと

えっ!
この作物にも
使えるの?

知って納得
農薬の使い方ガイド

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区
内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511
FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区
日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

**使用回数
カウント
できてる?**

1回? / 2回? / 3回?

知って納得
いつ、何回、使えるの?
— 使用回数の数え方 —

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区
内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511
FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区
日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

農薬に関する相談や農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

本日の内容

1. 農薬取締法の概要
2. 適正使用と危害防止
3. 街路樹、公園や住宅地での農薬使用
4. 残留基準値超えの例
5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について

5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：無人航空機の定義

航空法の規制対象となる**無人航空機**は、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって**構造上人が乗ることができないもの**のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(**100g未満の重量**(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)**のもの**を除く)



(ドローン (マルチコプター))

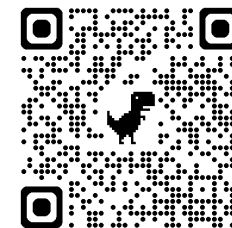


(ラジコン機)



(農薬散布用ヘリコプター)

国土交通省航空局：
無人航空機(ドローン、
ラジコン機等)の安全な飛
行のためのガイドライン



無人航空機による農薬散布に係る法規制

- **農薬取締法** (農林水産省)
- **航空法** (国土交通省)：第132条
- 道路交通法 (国家公安委員会)：第76条、第77条
- 電波法 (総務省)：第4条 (無線局の開設)
- 民法 (法務省)：第207条 (土地所有権の範囲)
- 小型無人機等飛行禁止法 (警察庁)：第8条第1項
- 条例等 (条例制定の各自治体)

5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：ドローン散布と農薬取締法①

① 使用基準の遵守

使用者は、農作物や人畜、周辺環境等に危害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、使用方法を始め、希釈倍数、使用量等を遵守できる範囲で使用（**濃度や散布量で登録の範囲を超えて使用することはできない**）

② 住宅地通知等の遵守

飛散防止、周辺住民や養蜂業者への事前周知など

③ 無人マルチローターでの散布が可能な農薬

使用方法に「**無人航空機(又は無人ヘリコプター)による散布(又は滴下)**」の表示がある農薬。但し、それ以外の「散布」「全面土壌散布」等の表示がある農薬についても、その使用方法を始め、希釈倍率、使用液量等が遵守できる場合には使用することができる。課長通知（29消安第4974号、30消安第5541号）

注意：「**空中散布**」の表示では無人航空機(ドローン等)による散布は**不可**。

☞ 「**空中散布**」とは「**有人航空機**によって広域に散布すること(課長通知 29消安第4974号)」。

ラベルを読み違わないよう要注意。

5.ドローン散布と土壌燻蒸剤について：ドローン散布と農薬取締法②

④ 散布が困難あるいは散布が出来ない農薬

1. 無人航空機(ドローン等)での散布が現在の**技術・装置**等からみて**実質的に困難**（あるいは**ドローン散布のメリットが無い**）な薬剤
（以下の例）

- 単位面積当たりの散布液量が多い場合

例：1000倍液を10 a当たり200～700L散布
（斜面地などメリットがある場合には使用実績あり）

- 株元散布、果実散布などの局所的散布

2. 無人航空機(ドローン等)での散布が法的に不可

- 使用方法で散布(施用)機器が指定されている

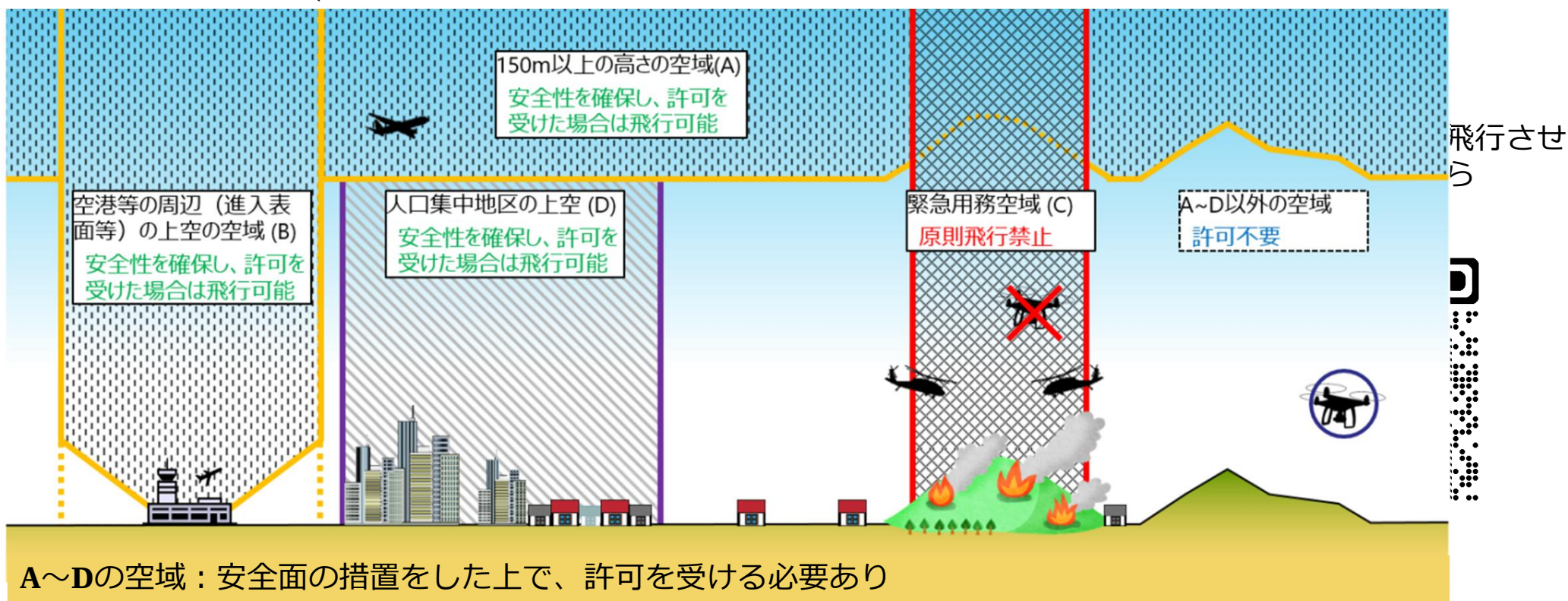
例：田植同時散布機での施用、空中散布(有人)

- 土壌灌注、ジャンボ剤の投げ入れなど、散布以外の使用方法の農薬

5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：ドローン散布と航空法①

① ドローンの飛行は許可が必要

ドローンによる農薬散布は、航空法の規制対象となる「**特定飛行**」に定義される。特定飛行とは、**100 g**以上の無人航空機を屋外で飛行させる際に許可・承認が必要な飛行を指す。(航空法132条の85第1項第1号、第2号)



5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：ドローン散布と航空法②

- 第三者：無人航空機の飛行に直接又は間接的に関与していない者
- カテゴリーⅡでは「**立入管理措置**」が必要

するため飛行形態
認証や操縦者技

紙、電子媒体どちらも可。常時携行し、必要に応じて提示 (内容：飛行記録・日常点検記録・点検整備記録)

負傷者発生時は
救護義務あり。

カテゴリ 区分	第三者上空	飛行区分・方法		機体認証	操縦者 技能証明	許可承認 申請	飛行計画 通報	飛行日誌 作成	事故等 の報告
		①	②	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
				第一種	一等	必要	必要	必要	必要
				なし	なし	必要	必要	必要	必要
					二等以上	必要	必要	必要	必要
Ⅱ	飛行しない	●	×	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	×	第二種以上	二等以上	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	×	●						
	飛行しない	×	●						
Ⅰ	飛行しない	×	×						

型式認証：メーカーが登録申請
機体認証：使用者が登録申請
なお、機体登録、登録記号表示、
リモートID機器装着は必要

免除規定：2022年6月19日以前の登録機体

DIPS2.0(ドローン情報基盤システム2.0)

通常の農地での
農薬散布の場合

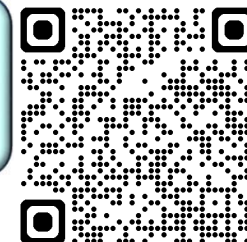
- ・二等：二等無人航空機操縦士／国家資格
- ・国家資格は不要(⇒いずれ必要?)
- ・民間資格取得など飛行経験・知識・技能は必要

飛行区分・方法

①：空港周辺の空域、150m以上の空域、催し場所の上空、危険物の輸送、物件投下、総重量25kg以上

②：人口集中地区、夜間飛行、目視外飛行、人又は物件との距離30m未満の飛行

令和7年度農業安全使用講習会



5. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：ドローン散布の事故(2019～2021)

2021年度は、死亡事故及び人身事故は発生しなかったものの、物損事故が多く報告されている。主な事故原因と考えられる事故事例が多くなる事故の割合が増えてきている。

事故を起こした飛行目的
の**約8割**は農薬散布
(一社 農林水産航空協会)

		令和3年度	令和2年度	令和元
①人身事故	死亡事故	0	0	
	人身事故	0	1	
②物損事故	架線に接触	31	10	
	建物等に接触	7	10	
	その他物損事故	5	0	
③農薬事故	ドリフト等	5	2	
合 計		48	23	

※数字は農林水産省及び国土交通省に報告のあった事故件数

空中散布の実施前には、散布区域周辺の架線等の危険箇所、実施等の実地確認を行い、操縦者と補助者の互いの役割を確実に行えコミュニケーションを常に心がけることが重要。

令和7年度農薬安全使用講習会

正しく使って、しっかり省力！
みんなが安心！

ドローン散布 安全チェックブック



チェック項目
一覧表付き

お問い合わせ先

公認推進人
緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

JCPA農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

協力
一般社団法人
農林水産航空協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル4階
<https://www.j3a.or.jp/>

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

6. ドローン散布と土壌燻蒸剤について：クロルピクリンの安全使用

土壌中の病原菌、害虫、センチュウなどを防除するクロルピクリンはガスとして効果を発揮するため、正しい使い方をしないと作業員や、付近の住民、作物に悪影響を与えることになる。近年、住宅や畜舎が圃場に近接するケースが多くなり、使用に当たっては一層注意深く、安全で正しい作業を行うよう心がけなければならない。

1. 保護具：

2. 器具の点検：

3. 薬剤の点検：

4. 圃場の作業：

- ✓ 注入されたク
- ✓ 発揮するため
- ✓ 期間は地温に
- ✓ 早朝の涼しい
- ✓ 人家・畜舎・鶏
- ✓ クロルピクリ

5. 被覆除去：

6. 器具の洗浄：

7. 空き缶・瓶の処分：

1か月後に缶を元に戻して臭気のないことを確認し、空容器は適切に廃棄処分する。

8. 保管方法：

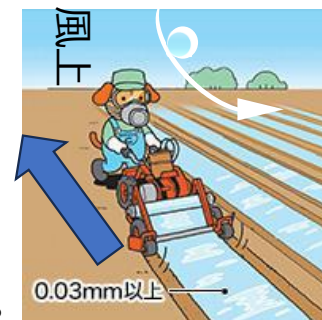
ビニールハウスなど
施設内でも被覆すること。



くん蒸中
危険
立入禁止

不浸透性手袋・防除衣、ゴム長靴

果を
被覆
期間)。



風下



まとめ：農薬危害防止運動と適正使用運動

適正使用

1. 使用

2. 住

3. 農

4. 圃

5. 使用

6. 食品と区別し、カギをかけて保管してください。

7. 空容器などの廃棄物は正しく処分してください。

誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管する等保管管理の徹底

確認しよう！農薬ラベルによる使用基準の徹底確認

使用前に必ずラベルで作物名・使用方法・防護装備の確認をしましょう！

誤飲防止のため移し替えは厳禁！

使用前、周囲よく見てラベル見て

農薬散布は無風または風が弱い時

農薬は登録されているものを購入しましょう

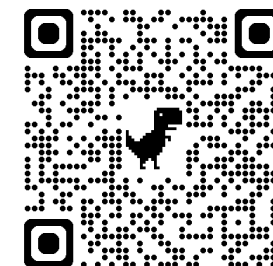
買う前にしっかり確認

農林水産省の登録番号が記載されていることを確認しよう

農林水産省登録 第 00000 号

農薬名	有効成分	登録番号	使用時期	使用回数	使用量
〇〇××剤	有効成分	登録番号	使用時期	使用回数	使用量
〇〇××剤	有効成分	登録番号	使用時期	使用回数	使用量
〇〇××剤	有効成分	登録番号	使用時期	使用回数	使用量

有効成分の上部に記載される場合もあります。



緑安協からのお知らせ：リーフレット類

(公社)緑の安全推進協会とクロップライフジャパンでは農薬の安全使用を分かりやすく解説したリーフレットを作成しています。講習会、研修会、勉強会等でご入用の方にお送りしています(無償)。ご要望の方はHP記載の申込書にリーフレットの種類、必要数等をご記入の上、当協会(メール midori@midori-kyokai.com または FAX 03-5209-2513) までお申込ください。



緑安協からのお知らせ：のうやく電話相談

(公社)緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として「**のうやく電話相談**」を開設しています。農薬に関する疑問や質問など何でも結構です。担当者で分からないことは、どこの誰に聞けばよいか、何を見て調べれば よいか等、迅速に対応させていただいております。お気軽にご利用ください。

専用電話番号：**03-5209-2512**

相談受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝祭日を除く）



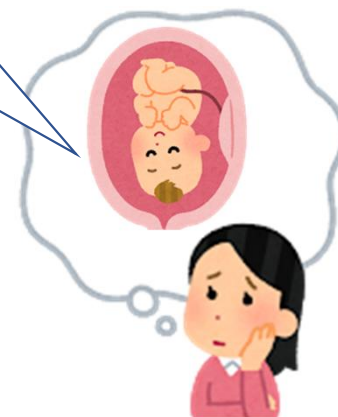
デラウエアの〇〇防除には何が使えますか？また、注意点はありますか？

□□が使えますが、有効成分の総使用回数が3回です。ラベルの注意書をよく読んでお使いください。



昨日散歩した近くの田んぼで農薬が使われていたのですが、おなかの赤ちゃんが心配です。

農薬は健康影響を厳格に審査され、適正な使用が義務づけられています。状況を伺った限り懸念はないでしょう。



緑安協からのお知らせ：講師派遣事業

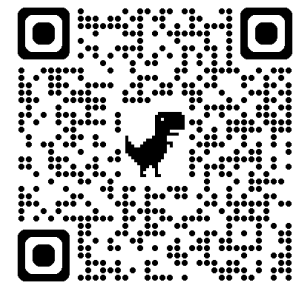
(公社)緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として、「**講師派遣事業**」を展開しております。勉強会等への講師派遣の希望がございましたら、ご遠慮なくお申し込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣致します。本事業についての詳細は当協会のホームページ <http://www.midori-kyokai.com/> をご覧願います。電話でのご相談は **03-5209-2512**まで。



お話は以上です。
ご清聴有難うございました。
お疲れさまでした。

参考：

- クロップライフジャパンHP
- 公益社団法人 緑の安全推進協会HP



休憩

次の講義は**15時35分**からです



農薬安全使用講習会 毒劇物の取扱上の留意点について

令和 7 年8月23日

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

本日の次第

- 0. はじめに
- 1. 毒物・劇物の販売購入について
- 2. 毒物・劇物の保管と取扱いについて
- 3. 毒物・劇物の廃棄、事故・盗難時の措置について

資料に出てくる法令の略称と正式名称

略称	正式名称
法	毒物及び劇物取締法
施行令	毒物及び劇物取締法施行令
施行規則	毒物及び劇物取締法施行規則



0 . はじめに

農薬が受ける法規制

- ✓ 農薬の中には、毒物、劇物に該当するものがあります。
- ✓ そのような農薬は農薬取締法に加え、毒物及び劇物取締法の規制を受けます。

毒物劇物たる農薬（例）

イミダクロプリド

主な商品名：
アドマイヤー® 水和剤
区分：劇物
用途：殺虫剤



※同一成分が含まれていても濃度により劇物に該当しない農薬もある

パラコート

主な商品名：
プリグロックス® L
区分：毒物
用途：除草剤



リン化アルミニウム

主な商品名：
フミトキシシ®
区分：毒物（特定毒物）
用途：殺虫剤



毒物劇物容器の表示

- 使用する農薬が毒物劇物に該当するかは、容器の表示から判別できます。

法第12条第1項

毒物・劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、

- 「医薬用外」の文字及び
- 毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字
- 劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

毒物劇物を規制する法律

✓ 毒物及び劇物取締法は人体に有害な化学物質による危害の防止を目的としたものです。

法第1条

この法律は毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

→ 法令遵守が危害防止に役立つ

毒物及び劇物取締法の規制（概要）

営業・使用に伴う手続き

- ✓ 業の申請、届出
- ✓ 譲渡手続き
- ✓ 交付の制限

保管・取扱い

- ✓ 保管、運搬時等の取扱い
- ✓ 容器、保管場所への表示
- ✓ 運搬等について
技術上の基準

廃棄、事故盗難時の措置

- ✓ 廃棄時の技術上の基準
- ✓ 事故時の措置

毒物及び劇物取締法における規制対象業者とは

①毒物劇物営業者（国内流通に関与）	
	● 毒物劇物製造業 ● 毒物劇物輸入業 ● 毒物劇物販売業
②業務上取扱者	
	● 届出を要する者 ➢ 電気めっき業者 ➢ 金属熱処理業者 ➢ 運送業者 ➢ しろあり防除業者 ● 届出を要しない者 ➢ 学校、工場、農業者等
③その他	
	● 特定毒物研究者 ● 特定毒物使用者

(参考) 規制対象物質の分類と販売業者の種類

規制対象物質の分類



特定毒物は、その取扱いについてその他の毒物、劇物よりも厳しい制限が設けられている。

	特定毒物	その他の毒物・劇物
所持できる者	毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）のみ	法律上規定なし
使用できる者	特定毒物研究者、特定毒物使用者のみ	法律上規定なし
使用目的	品目ごとに政令で定める用途以外での使用は禁止	法律上規定なし

業務上取扱者の法令遵守事項

- 業務上取扱者は、毒物劇物の保管管理、取扱い、廃棄、運搬・貯蔵、事故・盗難時の措置について、遵守する必要があります。

毒物劇物の取扱い

法第11条
盗難・紛失、外部への流出、誤飲を防ぐ

毒物劇物の表示

法第12条第1項及び第3項
毒物劇物であることを判別する

毒物劇物の廃棄

法第15条の2
技術的要件を満たして廃棄する

毒劇物の運搬、貯蔵

法第16条第1項
技術的要件を満たして運搬・貯蔵する

事故・盗難時の措置

法第17条
事故・盗難時に適切な公的機関に連絡する

1 . 毒物・劇物の販売購入について

毒劇物の販売・授与の禁止

- 毒物劇物営業者でなければ、毒物劇物を販売・授与することができません。

法第3条第3項

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、
毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与
の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

(製造業者、輸入業者は限定的に販売可)

購入した毒物及び劇物は、毒物劇物営業者でない限り他人に有償、無償問わず譲り渡してはならない。

例えば、無登録の状態で、サンプル品の譲り渡しをしたり、余った毒物劇物たる農薬を他人に譲り渡したりすることはできない。

譲渡手続き

- 毒物劇物営業者は毒物劇物を譲渡した際は、いつ、だれに、何を、どれだけ譲渡したのか 記録に残さなければなりません。

法第14条

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売又は授与したときは、以下の事項を書面に記載しておかなければならない。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所

(法人名称及び主たる事務所所在地)

(毒物劇物営業者以外の者に販売する際には、譲受人から、上記事項を記載し押印した文書の提出をうける必要がある)

販売又は授与の日から **5年間**保存

毒物劇物に関する情報提供（１）

- 毒物劇物を販売授与する際は、毒物劇物についての情報を提供する必要があります。

施行令第40条の9

毒物劇物営業者は、毒物・劇物を販売・授与するときは、販売・授与する時までに譲受人に対し、当該毒物・劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

情報提供は書面（電子メールでの送付、HPアドレスの提供も可）



毒物劇物に関する情報提供（２）

- 譲受人に対し情報提供しなければ内容は13項目あります。

【情報提供する内容（施行規則第13条の12）】

基本情報

1. 氏名・住所
(法人名称・所在地)
2. 毒物又は劇物の別
3. 名称・成分・含量

緊急時の対応

4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置

毒物劇物の性質

9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 毒性に関する情報

毒物劇物の取扱い

7. 取扱い及び保管上の注意
8. 暴露防止及び保護のための措置
12. 廃棄上の注意
13. 輸送上の注意

交付の制限

- 毒物劇物は全ての者に交付できるわけではなく、譲り渡してはならない相手もいます。

法第15条

毒物・劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

18歳未満の者



心身の障害により毒物・劇物
による保健衛生上の危害の
防止の措置を適切に行うこと
ができない者



麻薬、大麻、あへん又は
覚せい剤の中毒者



購入者の身分証により身分を確認する、使用目的を確認する等により

毒物劇物営業者は、身分の不確かな者、使用目的があいまいな者、
不審な者には毒物劇物を販売しないこと。



2. 毒物・劇物の保管と取扱いについて

毒物劇物保管設備の構造基準

- 保管設備は流出、飛散等を防げるものでなければなりません。

法第11条第2項

毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものが製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

毒物劇物が保管されているタンクの周りは
コンクリートで覆う

コンクリート製の建物に保管する



(参考) 保管設備の基準

法第16条第1項

保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準（その1～その3）

その1:固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準

（昭和52年10月20日付薬発第1175号、改正 昭和60年4月5日付薬発第377号）

その2:固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準

（昭和56年5月20日付薬発第480号、改正 昭和60年4月5日付薬発第377号）

その3:固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準

（昭和56年5月20日付薬発第480号、改正 昭和60年4月5日付薬発第377号）

毒物劇物保管設備の表示

- 毒物劇物が保管されていることが明確になるよう、保管場所にも表示する必要があります。

法第12条第3項

毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については「**毒物**」、劇物については「**劇物**」の文字を表示しなければならない



毒物劇物の保管方法について

- 毒物劇物の取扱いや保管上の注意に関する情報をSDS等で確認しましょう。

安全データシート		
トリクロロニトロメタン		
		作成日 2008年10月06日 改訂日 2015年3月31日
1. 化学品等及び会社情報		
化学品等の名称	トリクロロニトロメタン(Trichloronitromethane)	
製品コード	H26-B-041(製品コードなし)	
会社名	〇〇〇株式会社	
住所	東京都〇〇区〇〇町〇〇日〇〇番地	
電話番号	03-1	
ファックス番号	03-1	
電子メールアドレス	連絡	
緊急連絡電話番号	03-1	
推奨用途及び使用上の制限	農薬	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類	H25.8.1	
分類実施日	GHS改	
物理化学的危険性	公報で	
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い		
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。	
安全取扱い注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。	
接触回避	接触、吸入又は飲み込まないこと。	
保管	屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。	
安全な保管条件	取扱い後はよく手を洗うこと。	
	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。	
	『10. 安定性及び反応性』を参照。	
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。	

引用元：
職場のあんぜんサイト「化学物質：クロロピクリン」。
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx，（令和6年7月31日閲覧）

盗難防止措置(1)

- 毒物劇物を取り扱う業者は、盗難・紛失防止措置を取る必要があります。

法第11条第1項

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない

例えば・・・

毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に**区別**された毒劇物専用とし、**かぎをかける**設備等のある堅固な施設

毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は盗難防止のため**敷地境界線から十分離す**か又は一般人が容易に近づけない措置を講じる

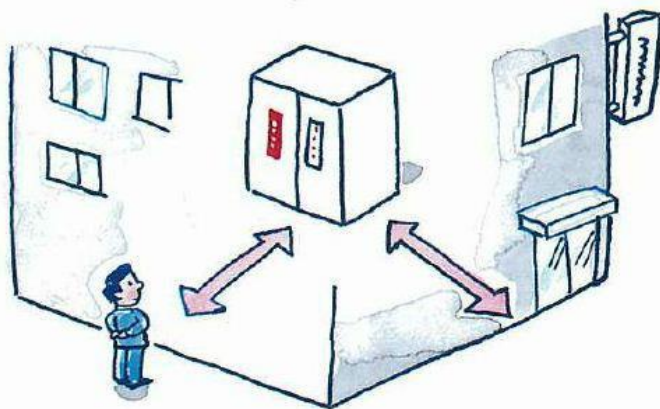
(昭和52年3月26日付け薬発第313号「毒物及び劇物の保管管理について」より)

盗難防止措置(2)

頑丈な保管庫と施錠



敷地境界線から十分離す



柵の設置



毒物劇物の容器

- 誤飲防止のため、毒物劇物の容器として通常飲食物の容器として使用されるものを使用してはならないとされています。

法第11条第4項

毒物又は劇物は、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。



農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について(1)

(件 (人))

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
死亡	農薬の使用 中	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他・原因不明	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
	小計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
中毒	農薬の使用 中	9 (21)	8 (10)	8 (16)	8 (23)	5 (12)
	誤用	2 (2)	8 (9)	6 (6)	3 (3)	10 (10)
	その他・原因不明	0 (0)	5 (5)	5 (5)	3 (3)	5 (31)
	小計	11 (23)	21 (24)	19 (27)	14 (29)	20 (53)
計		11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)	20 (53)

引用元：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」.
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html (令和7年8月10日閲覧)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について(2)

(原因別)

(件 (人))

原因	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1)マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (5)	1 (1)
(2)強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
(3)長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
(5)ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
(6)被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	5 (17)	4 (6)	3 (11)	2 (16)	4 (11)
(7)保管管理不良等による誤飲誤食	2 (2)	8 (9)	6 (6)	4 (4)	9 (9)
(8)運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
(9)その他	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
(10)原因不明	0 (0)	6 (6)	3 (3)	5 (5)	5 (31)
計	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)	20 (53)

引用元：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」.
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html (令和7年8月10日閲覧)

3. 毒物・劇物の廃棄、事故・盗難時の措置について

毒物劇物の廃棄

- 毒物劇物はそのまま廃棄することはできません。そのため、廃棄する場合は、専門の業者に処分を依頼する必要があります。

法第15条の2

毒物若しくは劇物は、廃棄の方法について政令で定める
技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない

【技術上の基準】

中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、非毒物・劇物とするなど

工場の処理施設で行われるような毒物劇物の無毒化处理を行うことは難しいので・・

○農薬は基本的に全て使い切るようにして下さい。

○万が一余った場合は、毒物劇物を処理できる産業廃棄物業者に処理を依頼してください。

事故・盗難時の措置

- 事故・盗難が発生した際は、公的な機関への連絡が必要です。

法第17条

取扱う毒物・劇物が**飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合**において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに**保健所、警察署**又は**消防機関**に届け出なければならない。

取扱う毒物・劇物が**盗難**にあい、又は**紛失**したときは、直ちに、**警察署**に届け出なければならない。

有事の時慌てないよう……



通報担当者を決めておく



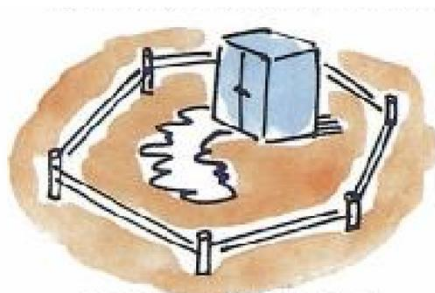
通報担当者が不在の場合の
対応を決めておく（副担当を置く等）

事故・盗難時の措置

- 事故が発生した際は、保健衛生上の危害防止するために必要な応急処置を講じなければなりません。

法第17条

取扱う毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、保健衛生上の危害を防止するために必要な**応急措置**を講じなければならない。



周辺にロープを張るなどして
人の立入りを禁止する。



風下の人に知らせ退避させる。

毒物劇物業務上取扱者の相談窓口

保健所設置市 (大阪市、堺市、豊中市、吹田市、 高槻市、枚方市、八尾市、 寝屋川市、東大阪市)	各市の毒物劇物担当課
池田市、茨木市、箕面市、摂津市、 島本町、豊能町、能勢町	大阪府茨木保健所生活衛生室薬事課 〒567-0813 茨木市大住町 8-11 電 話:072-620-6706 FAX:072-620-6708
守口市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市	大阪府守口保健所薬事課 〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 電 話:06-6993-3135 FAX:06-6993-3136
富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府藤井寺保健所生活衛生室薬事課 〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 電 話:072-952-6165 FAX:072-952-6167
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、 和泉市、高石市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉佐野保健所生活衛生室薬事課 〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 電 話:072-464-9681 FAX:072-464-9680



ご清聴ありがとうございました。

令和7年6月1日～8月31日は農薬危害防止運動月間

令和7年度農薬安全使用講習会

農薬をめぐる最近の情勢について

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病虫害防除グループ

令和7年8月26日

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

1. にんにくの芽（にんにく（花茎））に「にんにく」しか登録のない農薬を使用した。

「にんにく」と「にんにくの芽」、「葉にんにく」はそれぞれ別の作物分類

にんにく > 野菜類鱗茎類（根物）（鱗茎を収穫するもの）

にんにく（花茎） > 野菜類鱗茎類（葉物）（花茎を収穫するもの）

葉にんにく > 野菜類鱗茎類（根物）（にんにくの比較的若い段階の葉及び鱗茎を収穫するもの）

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

1. にんにくの芽（にんにく（花茎））に「にんにく」しか登録のない農薬を使用した。

使用された農薬はトリフミン水和剤。直売所ですでに販売され、直売所店頭及びHPに商品回収の掲示。

<原因>

「にんにく」に登録がある当該農薬が、「にんにくの芽」にも登録があると当該農家の誤った認識によるもの。

- > 当該農家は農薬取締法（第25条3項：農薬使用基準遵守義務違反）違反で文書指導。
知事へ誓約書提出。

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

2. 未成熟とうもろこし（スイートコーン）にヤングコーンを含む「野菜類」には登録があるがスイートコーン「穀類」に登録のない農薬を使用した。

「未成熟とうもろこし（スイートコーン）」と「ヤングコーン」はそれぞれ別の作物分類

- | | | |
|--------------------|---|---------------------------|
| 未成熟とうもろこし（スイートコーン） | > | 穀類（ある程度成熟した雌穂を収穫するもの） |
| とうもろこし（子実） | > | 穀類（種子を収穫するもの） |
| ヤングコーン（ベビーコーン） | > | 野菜類（とうもろこしの幼果（雌穂）を収穫するもの） |

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

2. 未成熟とうもろこし（スイートコーン）にヤングコーンを含む「野菜類」には登録があるがスイートコーン「穀類」に登録のない農薬を使用した。

使用された農薬はZボルドー（成分名：銅）。スーパー、直売所で販売され商品の自主回収を実施した。

<原因>

「野菜類」に登録がある当該農薬が、「とうもろこし（スイートコーン）」にも登録があるとの当該農家の誤った認識によるもの。

- > 食品衛生法上の農薬残留基準設定対象外物質であるが、当該農家は農薬取締法（第25条3項：農薬使用基準遵守義務違反）違反で文書指導。知事へ誓約書提出。

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

**3. なすの畝間になすには登録があるが、使用時期が不適切な除草剤を使用した。
また使用回数も超過していた。**

使用した「サンフーロン液剤」は「なす」の一年生雑草に登録があるが、使用時期は「耕起7日前まで(雑草生育期)、1回」であった。
生育不良を対応した大阪府の調査で判明。

なすは直売所3カ所で**1000**袋以上販売されていたため、自主回収を実施。

＜原因＞

使用前にラベルを確認していなかったことによるもの。

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

**3. なすの畝間になすには登録があるが、使用時期が不適切な除草剤を使用した。
また使用回数も超過していた。**

＞ 当該農家は農薬取締法（第25条3項：農薬使用基準遵守義務違反）違反で
文書指導。
知事へ誓約書提出。

府内での農薬不適正使用事案について

食品衛生法における残留農薬基準を超過したことなどによる農薬不適正使用事案が毎年全国的に発生しています。府内でも下記のような例が。

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

4. 販売予定の「しゅんぎく」を直売所の自主分析により、登録のない農薬成分が検出。農家は2回散布していた。

使用した「トレボン乳剤（成分名：エトフェンプロックス）」は「しゅんぎく」に登録なし。農薬成分エトフェンプロックスが残留基準値 0.01ppm に対し 0.72ppm 検出し基準値オーバー。

商品約850袋は既に販売済。自主回収。未出荷の作物は出荷自粛。

<原因>

原因は、トレボンがしゅんぎくに登録があるとの思い込みによるもの。

府内での農薬不適正使用事案について

食品衛生法における残留農薬基準を超過したことなどによる農薬不適正使用事案が毎年全国的に発生しています。府内でも下記のような例が。

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

4. 販売予定の「しゅんぎく」を直売所の自主分析により、登録のない農薬成分が検出。農家は2回散布していた。

- ＞ 食品衛生法上の農薬残留基準**0.01ppm**（ポジティブリスト制度による）。当該農家は農薬取締法（第25条3項：農薬使用基準遵守義務違反）違反で文書指導。
知事へ誓約書提出。厚生労働省HPにも掲載。

- ・ 一日摂取許容量（ADI）：0.031mg / kg 体重 / 日
体重50kgの人が当該しゅんぎく2.15kgを毎日生涯摂取し続けても健康に問題がない。
- ・ 急性参照容量（ARfD）：1mg / kg 体重
体重50kgの人が1日の間に当該しゅんぎく33kgを摂取しても健康に問題がない。

府内での農薬不適正使用事案について

食品衛生法における残留農薬基準を超過したことなどによる農薬不適正使用事案が毎年全国的に発生しています。府内でも下記のような例が。

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

5. オクラに登録はあるが使用時期が不適切な農薬を散布。

使用した「カスミンボルドー」は「オクラ」に登録あるが、使用時期は「収穫開始7日前まで」であったが、収穫開始後に使用した。

不適正使用した作物は散布後の出荷は無し。

<原因>

農家への指導の際、「収穫開始7日前まで」の解釈の誤認があった。

府内での農薬不適正使用事案について

令和6～7年度の不適正使用の主な事例（大阪府内）

5. オクラに登録はあるが使用時期が不適切な農薬を散布。

「収穫開始7日前まで」収穫開始後は散布できない。

その作での最初の収穫日の○日前。一度収穫が始まったら収穫期間中は使用できない。特にイチゴ・トマトなど収穫期が長い作物に多い登録

「収穫7日前まで」とは違う事を再認識すること。

農薬の使用時期について

収穫前日	前日：散布作業～収穫まで24時間の間隔をあける。厳密に計ることは難しいが、少なくとも使用当日は収穫できない。
収穫〇日前	〇日前：散布してから〇日間空ける。中日を数えるので注意。 例3日前 ⇒ 8月22日使用なら収穫可能は8月25日から。
収穫開始〇日前	その作での最初の収穫日の〇日前。一度収穫が始まったら収穫期間中は使用できない。特にイチゴ・トマトなど収穫期が長い作物に多い
播種直前(定植直前) 播種時(定植時)	播種・定植作業の中で使用される(使用日は播種日・定植日と同日になる)
播種前(定植前)	播種・定植作業より前に行う(使用日は播種日・定植日より前の日付～同日までの期間になる)
育苗期後半	育苗期(播種～定植まで)の後半。作物等でも生育は異なるので、明確に〇日間とは表せない。

農薬の使用時期について 2

出芽前・発芽前

除草剤など土壌に薬剤を使用する薬剤が持つことの多い登録。出芽＝目が地表に出たとき、発芽＝目が出たとき（通常はまだ土中）。実際は播種後すぐ使用する場合が多い。このような薬剤は①作物への薬害回避（芽に農薬成分があたらないようにする）、②雑草への効果安定のため時期を定めているので、対象が作物・雑草どちらの場合でも地表に目が出てから（出芽のタイミング）では効果面でも不適。

生育期

播種～（育苗）～収穫までの期間。また、収穫前日数が合わせて決められている場合が多いため、そちらも守って使用する。

（病害虫の） 発生初期

対象病害虫の発生初期。圃場での判断が必要。薬剤効果として、発生後では効果が出ない、または効果が非常に下がってしまう。

－（なし）

使用時期に制限はない。ただし、収穫物に薬剤の汚れが付くことなどとは別問題なので注意。

2014 JA全農 全国農業協同組合連合会作成抜粋

近年の農薬不適正使用について (農薬の使用回数が超過してしまう事例)

苗を購入した場合、育苗期間中の農薬使用を確認していなかった。

 **育苗期間中に、既に農薬使用している可能性あり。要注意。**

また、**当該農作物に適用が無い農薬を、実際には使用していないにも関わらず、出荷した種苗に表示して販売していた事例**が増えています。

当該事案の発生原因とは次のとおりです。

- ・ 種苗生産者及び種苗業者（表示者）において、適用作物を誤認していたこと
- ・ 種苗生産者において、農薬使用履歴が作成されていなかったこと
- ・ 種苗生産者と種苗業者（表示者）の間で、情報共有が徹底されていなかったこと

苗の履歴記載の適正化

計画を添付しており、実際には使用していないという事案が多い。
添付している農薬履歴について、出荷前に登録の有無を確認していない。

近年の農薬不適正使用について (農薬の使用回数が超過してしまう事例)

同一の有効成分を含む複数の農薬を併用した。

👉 **他の農薬にも同成分が含まれる場合があるので、注意が必要。**

(例)

作物名：なす

病害虫：アザミウマ類

有効成分：同じ（ジノテフラン）

※どちらの農薬もジノテフランを含む農薬の総使用回数は**3回**

→ **アルバリンを2回+スタークル2回=4回はアウト！**

農薬名：アルバリン顆粒水溶剤

希釈倍率：2,000倍

使用料：100～300 L/10a

使用時期：収穫前日まで

本剤の使用回数：2回まで

農薬名：スタークル顆粒水溶剤

希釈倍率：2,000倍

使用料：100～300 L/10a

使用時期：収穫前日まで

本剤の使用回数：2回まで

近年の農薬不適正使用について

(農薬登録を間違いやすい作物)

同じじゃないよ。農薬登録は別作物！

- ・「キャベツ」と「メキャベツ」
- ・「レタス」と「リーフレタス」
- ・「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」



農薬登録上
別作物

- ・「たまねぎ」と「葉たまねぎ」
- ・「ごぼう」と「葉ごぼう」
- ・「にんにく」と「葉にんにく」と「にんにく(花茎)」



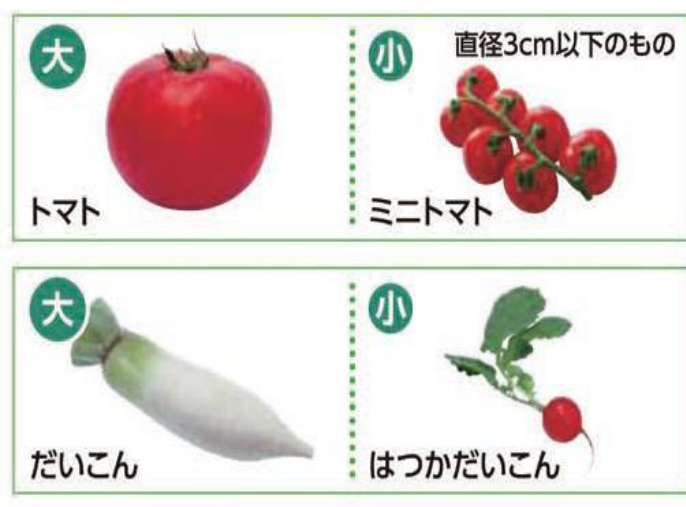
農薬登録上
別作物

近年の農薬不適正使用について

(農薬登録を間違いやすい作物)

同じじゃないよ。農薬登録は別作物！

- ・「トマト」と「ミニトマト」
- ・「だいこん」と「はつかだいこん」



農薬登録上
別作物

- ・「さといも」と「さといも(葉柄)」
- ・「しそ」と「しそ(花穂)」
- ・「さんしょう(葉)」と「さんしょう(果実)」



農薬登録上
別作物

【参考】農薬登録情報の調べ方

最新の農薬登録情報は農水省の「農薬登録情報提供システム」のホームページで確認可能。

<https://pesticide.maff.go.jp/>



農薬登録情報提供システム

文字サイズ変更 小 中 大 マニュアル

TOP 農薬名で探す 作物名で探す 病害虫で探す 様々な項目から探す 有効成分で探す

農薬登録情報提供システム

農薬名・病害虫名・作物名から登録の情報が確認できる

めシステムです。

農薬登録情報 有効成分情報

農薬名で探す 作物名で探す 病害虫で探す

様々な項目から探す

登録内容の詳細（適用表）が検索できる

近年の動向について (作物群での農薬登録)

農薬登録の問題点

- ・栽培面積の少ない作物は登録農薬が少なかった。
- ・病虫害の発生があっても 薬剤防除ができない作物が多かった。
- ・農薬メーカーが登録拡大するのを待つしかない状況であった。



作物群で農薬登録されると

- ・マイナーな作物でも、より数多くの農薬が使用できるようになる。
- ・同じ農薬で同じ作物群の作物を防除できるようになった。

農林水産省から通知が発出され、新たな作物群での登録方法について示されました。平成31年3月29日付け30消安第6281号(令和6年4月1日改正)

「農薬の適用病虫害の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」
(30消安第6281号通知)の表1

https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281_20240401.pdf



近年の動向について (作物群での農薬登録)

132

①野菜類に新たな作物群が設定された。

☞「茎野菜類」、「根菜類」、「なす科果菜類」、「ヒユ科葉菜類」、
「レタス類」、「レタス類以外のきく科葉菜類」、「食用花」、
「ひゅ科雑穀類」などが新たに設定

【例】 根菜類

にんじん

だいこん

「にんじん」に登録があっても
「だいこん」に登録がなければ
使用できない。

どちらも根菜類

にんじん

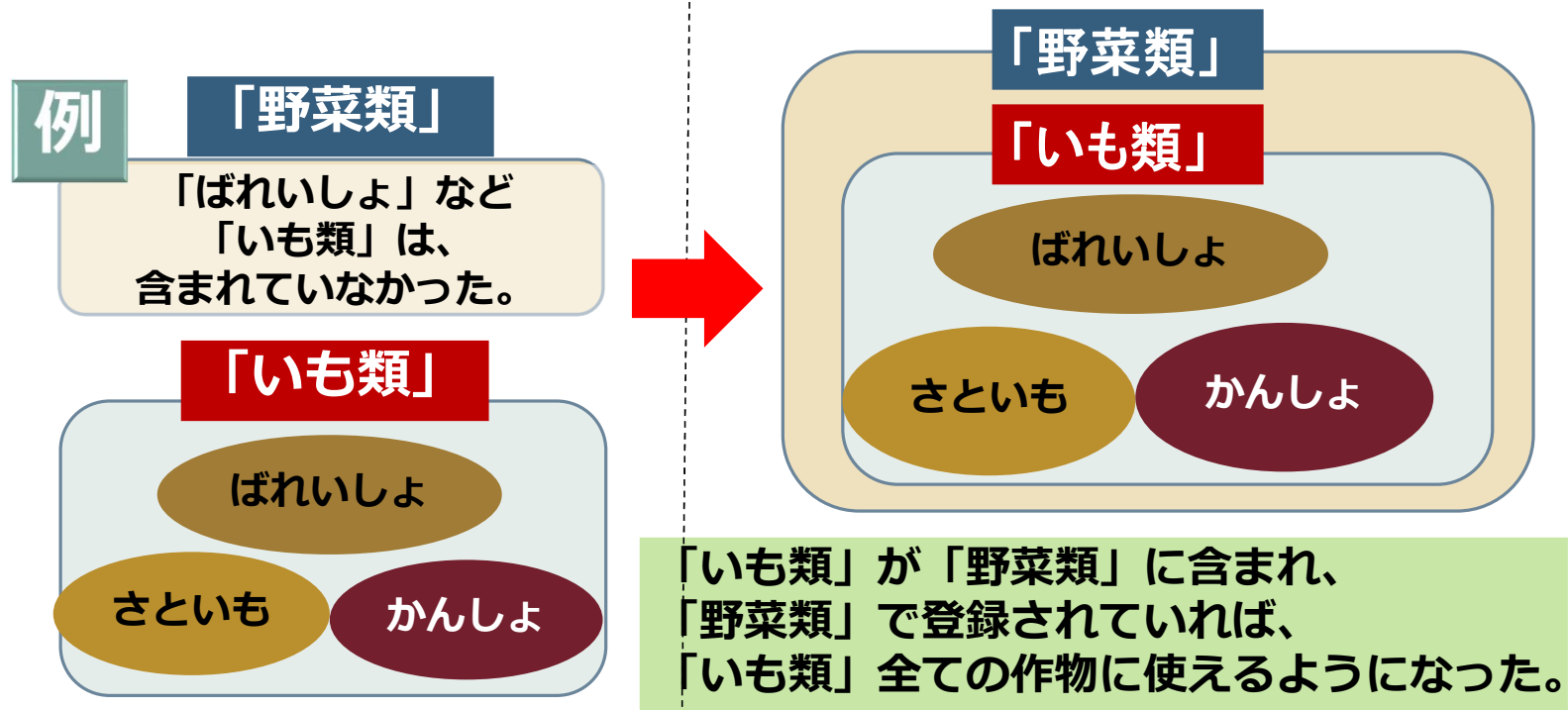
だいこん

「根菜類」で登録されている農薬は、
その作物群の全ての作物に使える。
(「にんじん」にも「だいこん」にも使用可。)

近年の動向について (作物群での農薬登録)

133

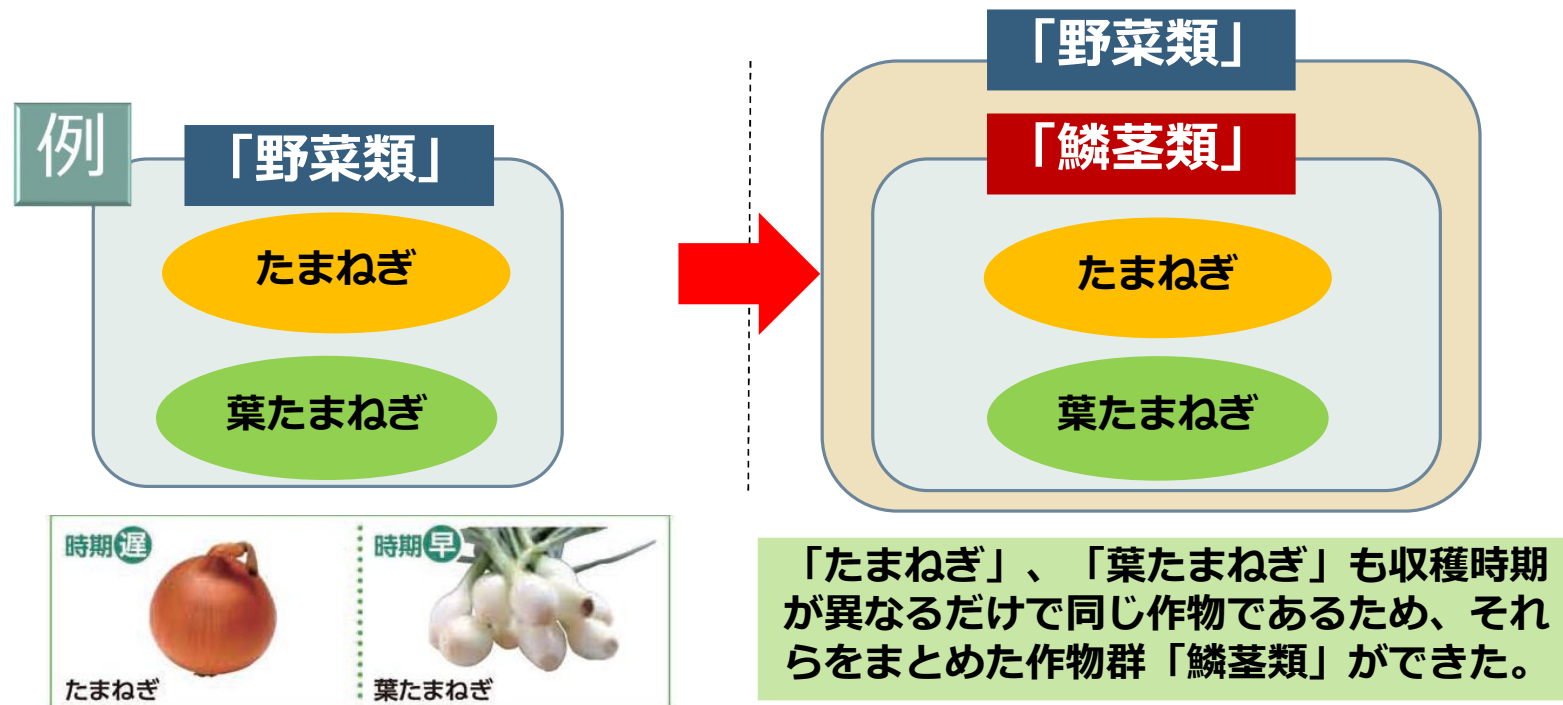
- ② 「いも類」、「まめ類（種実）」が「野菜類」の中作物群として設定された。



近年の動向について (作物群での農薬登録)

134

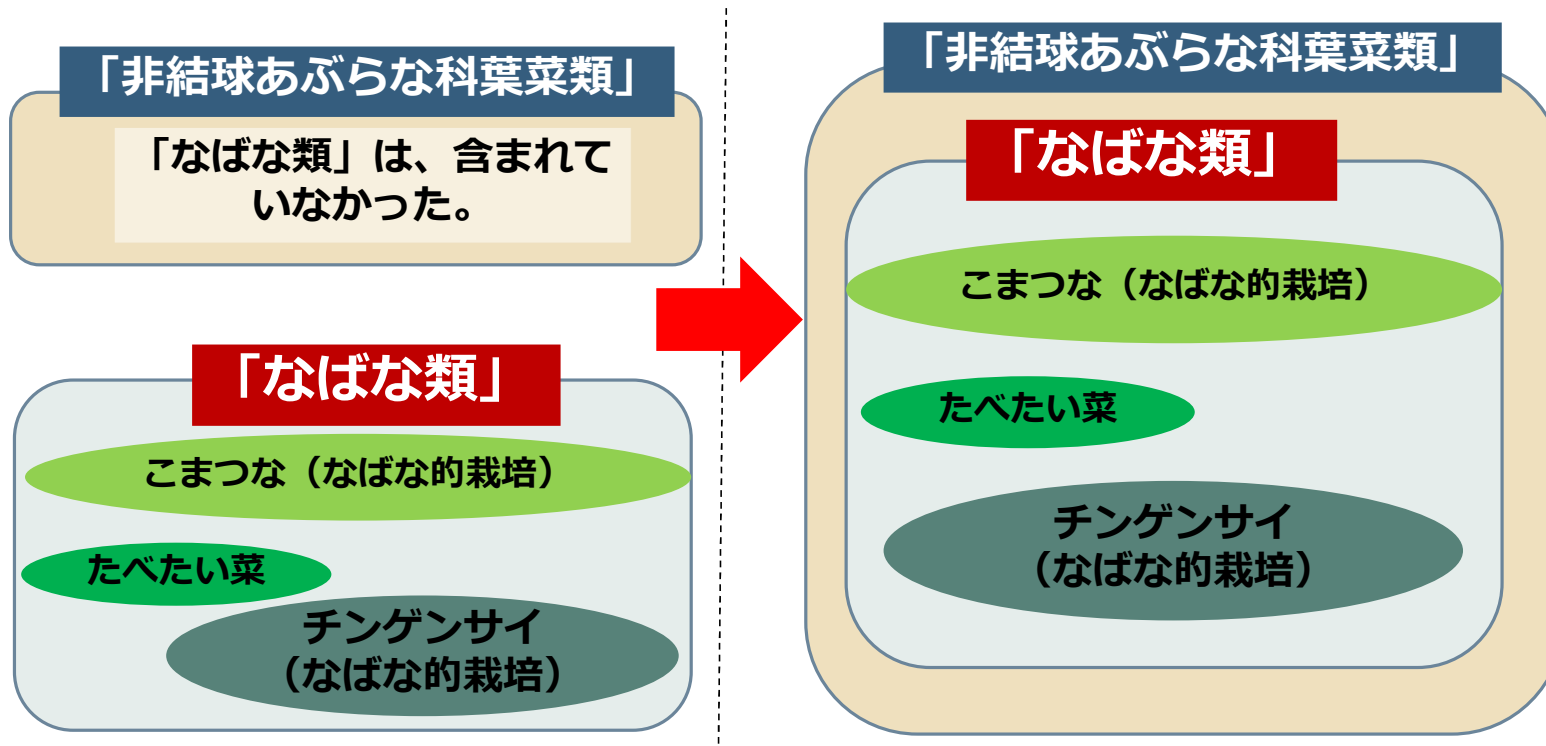
- ③主となる作物の栽培の途中に間引きで生じる作物が、主たる作物と同じ群に統合された。



近年の動向について (作物群での農薬登録)

135

- ④ 「なばな類」を「非結球あぶらな科葉菜類」の1作物として設定。



大阪府の発信する防除情報の活用について

大阪府農政推進課病害虫防除グループ 病害虫発生・防除情報メールサービス

令和6年7月31日
農推第1292-4号

病害虫発生・防除情報メールサービス

大阪府環境農林水産部農政室

特に注意！(8月)①

水稲：斑点米カメムシ類



アカスジカスミカメ



イネホソミドリカスミカメ
(アカヒゲ
ホソミドリカスミカメ)

特徴

- ◆ アカスジカスミカメ、イネホソミドリカスミカメ(別名アカヒゲホソミドリカスミカメ)、ホソハリカメムシなどの発生が多い。
- ◆ 畦畔のイネ科雑草などから飛来する。
- ◆ 薬剤散布は出穂期～穂揃期に行う。

防除のポイント

- ◆ 出穂10日前までにはほ場周辺の畦畔や休耕田の除草を実施する。
- ◆ 出穂期～穂揃期にトレボン乳剤、スタークル粒剤等を根元まで届くように散布する。発生が多い時は乳熟初期(出穂後10日頃)にも散布する。

イネカメムシに要注意！！

本府では現時点では顕著な被害は出ていないが、近年、関東から西日本の複数の都府県から斑点

病害虫防除Gでは病害虫発生予察・防除情報メールサービス(月1回配信)にて、大阪府内の病害虫の発生状況と防除対策をメールマガジンで配信しています。

メールサービスの登録は

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/mail_service_mousikomi.html

果樹類全般：果樹カメムシ類



チャバネアオカメムシ

特徴

- ◆ チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシなどが加害する。

防除のポイント

- ◆ 園全体を目合い4mmのネットで覆い、侵入を防止する。
- ◆ 発生を認めたら、スタークル(アルバリン)顆粒水溶剤(かんきつ、もも、かき、ぶどう、なしなど)、アディオソ乳剤(かんきつ、もも、かきなど)等を散布する。

令和6年5月16日発出の病害虫発生予察注意報第1号「果樹カメムシ類」についてもご参照ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/84527/2405_chuuihou01-kaikukamemushirui.pdf

農薬を使用する際には、必ず農薬のラベルを確認してください。

※原図：(左括)大阪府立環境農林水産総合研究センター
*原図：大阪府園芸植物病害虫防除協議会(大阪府環境防除協会)
判断を要する。

病害虫防除グループホームページ「防除指針」を参照してください。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/index.html>)
農薬を使用する際は、登録内容を確認してください。



大阪府の発信する防除情報の活用について (大阪府農作物病害虫防除指針)

「登録のある農薬がたくさんあってどれを使えばいいのか分からない」といった時は、大阪府農作物病害虫防除指針を参考にしてください。

大阪府内で主に栽培されている農作物の主要な病害虫に対する防除方法や推奨農薬を掲載し毎年更新しているので、新しい情報を掲載しています。
(登録内容は作成時のもの)

Web版大阪府農作物防除指針は、ホームページに掲載しているので、必要な部分を印刷したり野外でもスマホなどで確認できます。

👉 https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/boujo_shishin.html



ご清聴ありがとうございました。



<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/index.html>

大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ

アンケートの回答方法について

ご希望される方には受講証明書を発行をいたしますので、
アンケートで発行の希望についてご回答ください。
(電子発行のみで、申請時のメールアドレスに送付いたします)

○オンラインでアンケートに回答する場合

令和7年度農薬安全使用講習会 アンケート

令和7年度農薬安全講習会のアンケートの実施について
○緑の安全推進協会の乾講師について
○講義全体について

受付開始日
2025年7月22日 9時00分

受付終了日
2025年8月20日 0時00分

お問い合わせ先
環境農林水産部 農政室推進課
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：0729570520



次へ進む >

ウィンドウを閉じる

- ・メールで案内したアンケート（オンライン用）URLを押下していただき、右のページを開けます。
- ・画面下の「**次へ進む**」を押下して、次のページに移ります。

令和7年度農薬安全使用講習会 アンケート

氏名（姓+名前） **必須**

例：大阪 太郎

氏名（姓+名前）を入力してください。

氏名（カタカナ） **必須**

例：オオサカ タロウ

氏名（カタカナ）を入力してください。

「農薬の安全使用について」の内容についての満足度は次のうちどれですか。 **必須**

選択解除

- ☐ 満足
☐ 普通
☐ 不満

「農薬の安全使用について」の内容についての満足度は次のうちどれですか。を選択してください。

次へ進む



戻る

← 左のページで各項目のアンケートにご回答いただきます。

※必須項目に回答しないと次のページに進めないためご注意ください。

- ・アンケートの回答が終われば、画面下の「**次へ進む**」を押下してください

令和7年度農業安全使用講習会 アンケート

氏名（姓＋名前）

大阪 太郎

修正する

氏名（カタカナ）

オオサカ タロウ

修正する

「農業の安全使用について」の内容についての満足度は次のうちどれですか。

普通

修正する

「農業の安全使用について」の講演内容に関するご意見

（未入力）

修正する

今回の講演した乾講師についての満足度は次のうちどれですか

普通

修正する

（公社）緑の安全推進協会：乾講師に関するご意見

（未入力）

修正する

今後、（公社）緑の安全推進協会の講師派遣でご依頼になりたいテーマをご自由にお書きください。

（未入力）

修正する

講義全体を通して、ご意見ございましたらご自由にお書きください。

（未入力）

修正する

申請する

戻る

←左のページで内容に問題なければ、画面下の「**申請する**」を押下してください。

- ・以上で回答完了です。
ご回答ありがとうございました。

※内容を変更する場合は、画面下「**戻る**」を押下して、入力ページに戻り修正してください。

○紙でご回答いただく方

令和 7 年度 農業安全使用講習会アンケート（令和 7 年 8 月 26 日開催）
YouTube 配信をご覧いただいた方も対象

講習会の受講ありがとうございました。
お手数ですが、右の二次元コードよりアンケートにご回答ください。
オンラインでの回答が困難な場合は、以下の用紙に回答いただき、
FAX にて送付してください。FAX: 06-6614-0913

氏名: _____

受講証明書の発行をご希望される方は右のカッコに✓を入れてください ☐

お名前の記載がない場合は、発行できません。
また、発行は電子データのみでメールにて送付いたします。

1. 講義「農業の安全使用について」についてお答えください。

ア、今回の講演の内容についての満足度は次のうちどれですか。
①満足
②普通
③不満
内容に関するご意見

イ、今回の講演の講師についての満足度は次のうちどれですか。
①満足
②普通
③不満
講師に関するご意見

ウ、今後、講師派遣でご依頼になりたいテーマをご自由にお書きください。

2. その他、講習会全体について、ご意見ございましたらご記入ください。

お忙しい中ご記入いただきありがとうございました。

←左の様式をメールの紙アンケート用URLよりダウンロードしていただき、印刷してください。

印刷した用紙に沿って、アンケートにご回答いただき、FAXにて送付をお願いいたします。

下記の番号に送付お願いします。
FAX：06-6614-0913

令和7年度 大阪府農薬管理指導士 養成研修・更新研修について

■大阪府農薬管理指導士認定制度とは

大阪府では、農薬取締法の遵守や農薬の特性を踏まえた適正な使用等についての確な指導・助言を行い、農薬の安全・適正使用を推進していただく農薬取扱者の方々（農薬販売者、防除業者、農業指導者等）を大阪府農薬管理指導士として認定しています。

■大阪府農薬管理指導士になるには

新たに農薬管理指導士の認定を希望される方には、『養成研修』を受講していただき、成果を確認するための試験を行い、その合格者を認定しています。

認定期間は3年で、それ以降は『更新研修』を受講すれば継続して認定を受けることができます。

■令和7年度の養成研修、更新研修の予定

令和7年冬頃開催予定です。詳細については、府HPに掲載予定です。

また令和7年度更新対象者の方には別途ご案内する予定です。



掲載予定の府HP

農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

? 「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

? 「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

! 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆
販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

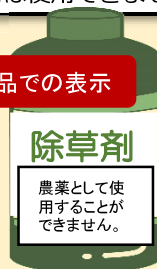
1

店頭での表示

・農薬ではありません。
・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示



3

農薬と区別し陳列



! 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



(問い合わせ先) 農林水産省近畿農政局農産安全管理課
電話番号：075-451-9161 (内線2284、2292)

農薬の適正使用についてのお願い

周囲の方への情報共有を！

○農薬は適正に使用されない場合、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。特に、住宅地周辺の農地や学校、公園等の公共施設においては、住民や子供への健康被害が生じないように、農薬使用の回数及び量を削減する植栽等の管理を心がけましょう。

○農薬を散布せざるを得ない場合は、飛散防止対策に努める、事前に散布する目的、農薬の種類、日時等を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。

参考：住宅地等における農薬使用について

！ 蜜蜂への被害の軽減を

毎年、農薬の関与が疑われる蜜蜂の被害事例が発生しています。

農薬の散布に際して、養蜂家との情報共有、使用剤の形状、散布する時間帯等の工夫にご協力ください。

養蜂家との情報共有をしよう！



正しい防護装備の着用を！

○防護装備の着用が不十分のために農薬中毒が起こってしまことがあります。

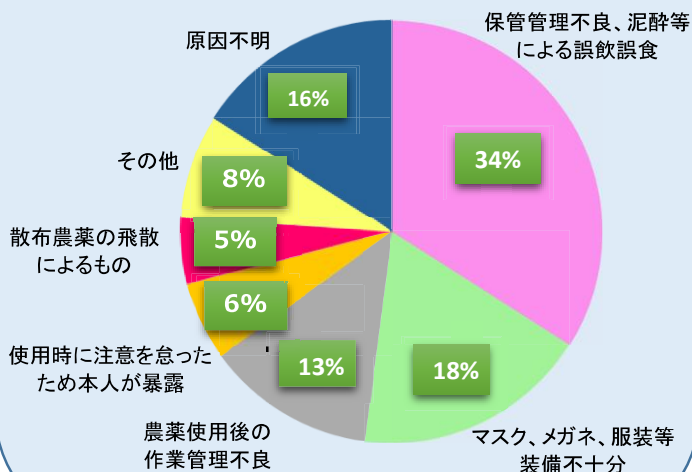
農薬中毒を起こさないために、

- ・マスク
 - ・防除衣
 - ・保護メガネ
 - ・手袋
- 等を適切に使用しましょう。

○農薬散布用マスクは国家検定(厚生労働省)に合格したもの等があります。

ご自身がご使用になる農薬に合わせて選択しましょう。

図：農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況
(平成26～30年度)



農薬ラベルの確認を！

○使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。

○名前が似ている農作物でも、大きさや形が違っていると残留傾向も異なります。適用のない作物に誤って農薬を使用しないようにしましょう。

○ラベルには自身の身の安全のための農薬の使い方も記載されています。
(裏面の例をご参照下さい)

参考：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省

農薬適正使用情報

✓ 農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページ上で公表しています。

✓ 農薬危害防止運動の実施要綱をはじめ、適正使用に関する通知文書など、より詳しい情報を入手することができます。



農薬の適正使用

検索

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省近畿農政局農産安全管理課
電話番号：075-451-9161 (内線2284、2292)

ゴルフ場で農薬の使用を予定されている皆様へ 農薬使用計画書の提出にあたって

新規(当初) 農薬使用計画書

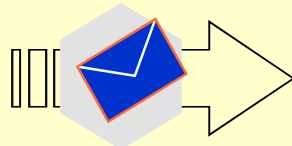
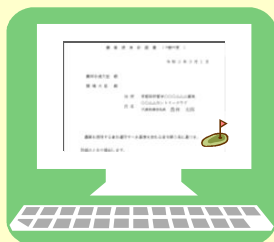
○農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときには、毎年度、使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を提出する必要があります。

変更農薬使用計画書

○新規(当初)計画書に変更が生じた場合、変更農薬使用計画書を提出する必要があります。

農薬使用計画書の提出にあたって

- ホームページに、入力補助入りのエクセルファイルを掲載していますので、作成の際に御活用願います。
- メールでの提出も可能です。
- 作成にあたって不明な点等ございましたら、下記の問合せ先にご連絡下さい。



参 考

府県宛てにも
ゴルフ場関連の
報告が必要です。
裏面をご覧ください。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(ゴルフ場における農薬の使用)

第5条第1項 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

- 1 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 2 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

第5条第2項 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。



提出・問い合わせ先

農林水産省近畿農政局消費・安全部農産安全管理課 TEL 075-451-9161(内線2284、2292)
京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

【メールアドレス】

計画書提出先: n_keikaku_kinki@maff.go.jp

問い合わせ先: kinki_nouyaku_madokuchi@maff.go.jp

【ホームページ】 農薬使用計画書の提出について

<http://www.maff.go.jp/kinki/syohui/mn/noutiku/noyakukeikaku.html>

詳しい内容は

農薬使用計画書

近畿農政局

検索



くん蒸により農薬の使用を予定されている皆様へ 農薬使用計画書の提出にあたって

新規（当初）農薬使用計画書

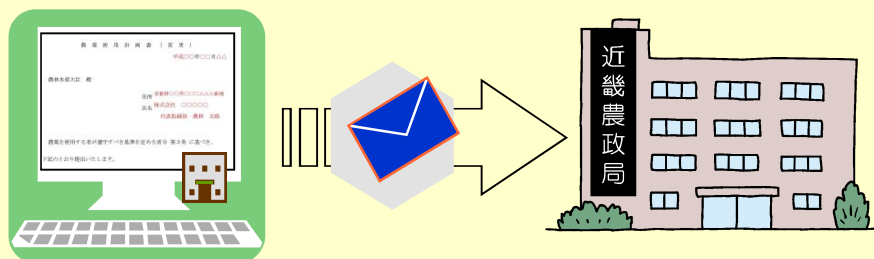
○農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者は除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときには、毎年度、使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を提出する必要があります。

変更農薬使用計画書

○新規（当初）計画書に変更が生じた場合、変更農薬使用計画書を提出する必要があります。

農薬使用計画書の提出にあたって

- メールでの提出も可能です。
- 作成にあたって不明な点等ございましたら、下記の問合せ先にご連絡下さい。



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（くん蒸による農薬の使用）

第3条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

- 1 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 2 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

提出・問い合わせ先

農林水産省近畿農政局消費・安全部農産安全管理課 Tel 075-451-9161（内線2284、2292）
京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

【メールアドレス】

計画書提出先: n_keikaku_kinki@maff.go.jp

問い合わせ先: kinki_nouyaku_madokuchi@maff.go.jp

【ホームページ】 農薬使用計画書の提出について

詳しい内容は

農薬使用計画書 近畿農政局

検索

<http://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/mn/noutiku/noyakukeikaku.html>

クワールピクリン剤

を使う時、
被覆
していますか？



正しく使用しないと
思わぬ **事故** に
つながります

クロルピクリン剤の使用に関するお願い

安全使用のために必ず守りましょう！

☑ 周辺住民に配慮

□ 周辺住民に説明・事前周知

周辺住民に、使用目的や使用日時を前もってお知らせしましょう。



□ 被覆をしっかりと実施

きちんと被覆をしてきた方も改めて基本を徹底しましょう。



□ 追加対策の実施

風向きに注意することはもちろん、難透過性資材の活用などで更にリスクを低減しましょう。



☑ どんな場所でも必ず被覆

周辺住民の方々や自身のためにも、薬剤の効果を発揮させるためにも、必ず正しく被覆をしましょう。

